

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 28 日)
(第 22 号)

第
22
号
9
月
28
日

令和2年

三重県議会定例会会議録

第22号

○令和2年9月28日（月曜日）

議事日程（第22号）

令和2年9月28日（月）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	野	村	保	夫
20	番	山	内	道	明
21	番	山	本	里	香
22	番	稻	森	稔	尚
23	番	濱	井	初	男
24	番	森	野	真	治
25	番	津	村		衛
26	番	杉	本	熊	野
27	番	藤	田	宜	三
28	番	稻	垣	昭	義
29	番	石	田	成	生
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	村	林		聡
37	番	今	井	智	広
38	番	北	川	裕	之
39	番	日	沖	正	信

40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	三 谷	哲 央
43	番	中 村	進 一
44	番	津 田	健 児
45	番	中 嶋	年 規
46	番	青 木	謙 順
47	番	中 森	博 文
48	番	前 野	和 美
49	番	舘	直 人
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枅 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司
書 記 (議事課主幹)	林 良 充

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	長 江 正
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	坂 三 雅 人

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

竹 川 博 子
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。3番 中瀬信之議員。

〔3番 中瀬信之議員登壇・拍手〕

○3番（中瀬信之） おはようございます。

度会郡選出、新政みえ、中瀬信之でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今定例会議の1番バッターということで質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず冒頭に、新型コロナウイルス感染症の三重県の昨日までの状況であります。感染された方が延べ495名、亡くなられた方が7名であります。

亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、感染された皆様の早い回復をお祈りいたしますとともに、新型コロナウイルス感染症と闘う全ての皆様を応援したいというふうに思っております。

今、国民の皆さんが何を政治に期待するかと尋ねれば、新型コロナウイルス

ス感染症対策や景気対策が重要だと言われております。

日本では、第1波の延長、もしくは第2波とも言われる感染時期が収束に向かいつつあると言われてはいますが、世界に目を向ければ、感染者の数が3200万人を超え、まだまだ先が見えない状況であります。

日本では、感染拡大の防止を図りながら経済も同時に回す考えの下、10月1日からは、Go To Travelキャンペーンに東京都が加わり、県をまたいだ移動が一層加速され、人の行き来は全国に広がり、多くの人が私たち三重県にもやって来ると思われます。

今後は、第3波、第4波が、どのように来るのか分かりませんが、これから来る冬に向かい、インフルエンザの流行期に入っていきます。私たちは、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に注意をし、一人一人が感染しない、させないよう対策を取りながら、経済も回しながら、人々との交流を考えなければなりません。

治療薬やワクチンの早期開発が望まれるところでありますが、開発にはまだまだ先が見えない状況にあるのだと思われます。

それでは、1点目の質問であります。

新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

初めに、高齢者の皆さんが生き生き元気に暮らせる対策についてお伺いいたします。

先般、発表された65歳以上の高齢者の人口は、前年より30万人増え、3617万人と過去最多となり、高齢者の割合は28.7%で過去最高を更新いたしました。このグラフを見ていただくと、大きく変化しているのが分かります。(パネルを示す)

以前は、高齢者の世帯の数ですが、半分は3世代同居ということが非常に多かったということですが、現状を見てもみると3世代同居は10%を切っておるような状況で、ほとんどが高齢者単独の世帯であったり、高齢者夫婦のみの世帯であるということが、この表を見ていただくと分かるかというふうに思います。このような家族構成を頭に入れながら聞いていただきたいと思います。

思います。

今日の日本は、高齢者が元気で活躍しなければ成り立たない状況にあるのではないのでしょうか。今回のコロナ禍の中で、高齢者の皆さん、どのような暮らしをしているのか。

緊急事態宣言が発令されてから、世界各国や日本国において、生活様式は一変いたしました。新型コロナウイルス感染症は、若者は重症化しにくいのが、高齢者や体にリスクを持つ人にとっては重症化する等の話が、テレビや様々な報道機関で連日のように流れていました。

多くの高齢者の方が、コロナは怖い、感染したらどうしよう、もう外には出られん、子どもや孫からは、外に出たらあかんと言われ、家の中で過ごす毎日。本当は外に出て、友達に会って話をしたい、様々な催物にも参加したいとの思いで、もやもやしている毎日を過ごしている方が多いのではないのでしょうか。

多くの自治体では、公民館活動などの様々な催物がなくなり、学校は休校になる、商店街は休業状態、遊園地は休園、公演やコンサートの中止、旅行のキャンセル、夏休みやお盆には子どもや孫たちが里帰りをしない、病院に行く回数も減少、近所で会う機会も少なく、多くの人と人との触れ合う時間が少なくなってまいりました。その結果、多くの高齢者の皆さんが外出を極端に避け、自宅で過ごす時間が増え、体を動かす時間が極端に減少しました。本来なら、元気な高齢者の皆さんは、家にじっとしている方はいないと言っても過言ではないのでしょうか。活動的な生活や社会参加の機会を失うと、体の衰えが始まり、介護が必要になる時間を早めるおそれがある。会話の減少によりストレスが増加し、物忘れが増え、今後、認知症につながる事が心配されると言われています。

広島大学の調査では、外出自粛で認知症の悪化が4割の人に影響が出たと報告されています。高齢者の方が病院に行く機会も減ったとのこと伺います。病院に行かないことよりも、診察を受けずに病気が重症化してしまう可能性もあります。1人、家の中で何もせず暮らすことが長引けば、元気な体

を取り戻すのにも、多くの日にちがかかります。今でも、多くの会合や祭りや催物が中止になり、行き場のない日々が続いています。高齢者の多くの皆さんは、今でも新型コロナウイルス感染症が怖いと思っている方がたくさんみえます。

県として、高齢者の皆さんが、生き生き元気に暮らせる日々を応援することが何よりだというふうに思っております。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、高齢者が極端な外出を控え、孤独化しているような状況を、県はどのように認識しているのでしょうか。

高齢者への地域での活動支援は、市町の役割もあると思いますが、市町との連携も含め県の対策を伺います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一）　新型コロナウイルス感染症の中で、高齢者が元気に生き生きと暮らせる対策について、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、人と人の接触をできるだけ避けるため、議員も御指摘いただいたように、高齢者の通いの場の多くが、活動を休止・縮小しているほか、高齢者自身はその外出そのものを自粛する傾向も見られるというのは、県も十分認識しているところでございます。

市町からは、地域サロン活動や介護予防教室等の実施の可否について悩んでいる、高齢者本人や家族の感染不安により介護サービスの利用を自粛する傾向がある等の声もあり、県としても高齢者の閉じこもりや生活不活発が増加することを危惧しているところでございます。

また、日本認知症学会が認知症学会の専門医を対象に行いましたアンケートでは、鬱症状を呈する方が増加したとか、施設において家族面会が中止となり不安定になった、外出制限により活動量やADLが低下したなどといった声が寄せられまして、新型コロナウイルスの感染拡大による認知症への影響についても懸念しているところでございます。

こうしたことから、県といたしましては、市町に対しまして、国が作成しております感染拡大防止に配慮して、通いの場等の取組を実施するための留

意事項とか、介護予防・見守り等の取組例及び県内のリハビリテーション専門職団体から提供を受けました介護予防啓発に係るチラシを配布するなど、情報提供を随時行うとともに、地域で高齢者の生活支援をいただいております生活支援コーディネーターに対する養成研修を今年度もオンラインで実施いたしまして、高齢者の生活支援サービスの充実を図るなど、市町の取組を支援しているところでございます。

また、高齢者施設等において、感染拡大防止のための留意点に関するリーフレットを作成いたしまして、介護サービス事業所が行うべき感染防止に向けた取組を分かりやすく示すことにより、高齢者が安心して介護サービスを利用いただけるよう支援しております。

さらに、三重とこわか健康マイレージ事業におきましては、県民の皆さんの主体的な健康づくりの取組を、企業、関係機関・団体、市町と連携いたしまして、社会全体で推進しているところでございますが、特に市町における高齢者を対象とした取組の中で、集団での介護予防教室の開催に替えまして、ケーブルテレビ等で自分でできる運動の紹介を行ったり、個人で取り組める運動などに重点的にマイレージの取組ポイントを付与する等の工夫を行っていただいております。コロナ禍にあっても健康づくりが継続できるよう支援しております。

さらに、認知症についてでございますが、感染防止対策を行った上で、継続して実施する必要があると考えておりまして、認知症の人とその家族の支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みであり、さらに、高齢者の居場所づくりにもつながるチームオレンジの立ち上げ支援でありますとか、S I Bを活用した認知症予防の取組の検討、レセプトデータを活用して、認知症の人を早期のケアにつなげるモデル事業でありますとか、認知症 I T スクリーニングの実施なども引き続き、取り組んでいるところでございます。

また、ウェブ会議ツール、ズームを活用いたしまして、オンライン認知症カフェなども開催されているところでございまして、今後このような取組が広がりますよう、市町や国に対して情報発信を行ったところでございます。

県といたしましてはこのような取組を通じまして、感染防止対策を十分に行った上で、少しでも高齢者の方々が健康で生きがいを持って生活できるよう市町と連携し、今後もしっかりと支援してまいりたいと考えてございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番(中瀬信之) きちっと認識もしていただいていると、それから市町と連携して、高齢者の方が本当に安心して外にも出られるとか、家の中にも、体を動かしていけるようなことを県として見ていただきながら、一生懸命、高齢者の方が元気で暮らせる日々をつくっていただきたいと思いません。

続いて、高齢者の次は、学生の支援策ということでお伺いします。

疲弊した大学生への支援策と、県内定着を促進させるためのさらなる支援策についてお伺いいたします。

コロナ禍の中、学生たちはどのように生活しているのか。テレビや新聞で報道されているように、学校にはほとんど通わず、オンライン授業を受ける日々が続いているのが現状です。

小学生や中学生、高校生は、学校が始まっているのに、大学はいまだ始まっていない。このような状況が続いています。日々の学生生活を送る上でも、学年によっていろいろ差があると思いますが、その中でも、特に大学1年生は悲惨とされています。入学以来、ほとんど学校に通っていない、同級生の顔も分からない、友達もいない、対面授業も知らない、部活やサークル活動もない、オンライン授業を受ける毎日、そんな毎日が続いていると言われています。2年生、3年生、4年生も同じく学校には通っていない状況が多くあります。

4年生にとってはどうか。就職活動、企業訪問ができない、実習もできない、何もかもオンライン情報だと言われています。夏休み以降の授業はどうなっているのか。

文部科学省の調査では、大学、高専の8割がオンライン授業を併用して授業を進める。全てが対面授業を再開するというのは、2割にとどまってい

ます。

三重県立看護大学では、10月5日から通常の授業が始まると言われています。学生の様子について、報道されている中身を少し紹介申し上げますと、秋田大学では、大学生の1割に中等程度のコロナ鬱の症状が見られる、九州大学の調査では、孤独感や孤立感を感じる学生が4割、関西市立大学では、退学を視野に入れる方が9.8%みえたと、全国大学生生活協同組合連合会のアンケートで、やる気が起こらない、ストレスを感じるとの回答もあったと。これは、ごく一部の内容ですが、このような状況が三重県の大学でも起きているのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の先行きが見えない中、大学生は、孤立や孤独の日々がこれからも続くのではないのでしょうか。大学生が普通に学校に通いたいのはもちろんですが、必要と感じている支援策は、学費の減免や生活費の補助を希望しており、多くの学生が経済的な支援を優先して望んでいます。

県は、今の学生たちの現状をどのように認識しているか。経済的にも心理的にも厳しい状況の中、このようなときだからこそ、三重県として学生に手を差し伸べる取組を行うことで、県内定着の促進につながるのではないかとの思いから、大学生に対する対策と県内定着につながる支援策を伺います。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生の県の支援策と県内定着の支援策を御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県内の高等教育機関では、多くの授業がオンラインで行われ、部活動などの課外活動が制限されたこともありまして、いわゆるコロナ鬱と呼ばれる症状に悩まされる学生が出るなど、メンタルヘルスへの影響が懸念されています。

このため、県内高等教育機関の中には、学生のストレス状況を把握し、より強いストレスを感じている新入生、下宿生、就職活動中の学生などに対しまして、個別にカウンセラーによる面談・相談を実施するなど、きめ細かく対応しているところもあります。

県におきましても、三重県こころの健康センター内に、新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口を設置しまして、学生を含め、様々な心身の不調を感じている方々に寄り添い、不眠、不安などの悩み相談に応じる取組を行っているところでございます。

また、家計の急変やアルバイト収入の減少等によって、経済的に困窮している学生が増えていますので、県内高等教育機関に在籍し奨学金を受給している学生に対しまして、県内飲食店で利用できる食事券1万円分を配付しまして、生活を支援する取組を実施しています。

また、こうした支援と並行しまして、本県では、若者の県内定着を促進する取組も積極的に進めております。

まず、県内の学生に対して、県内高等教育機関と連携し、地域の課題解決を主体的に活躍する人材、三重創生ファンタジスタの資格取得を促進しています。座学だけでなく地域に出向き、地域の人々との交流を通じて、三重への知識・愛着を持つことで、県内定着を図ろうとするもので、これまでに約750名を認定しています。これらの認定者の県内就職率は、学校全体よりも高くなる傾向にございます。

また、大学を卒業後、県内に居住するなど一定の要件を満たした者に、奨学金返還額の一部を助成する制度を設けておりまして、今年度からは募集人員を倍増するなど、より多くの若者を支援できるよう制度を拡充したところです。

さらに、就職支援としまして、若者の県内企業へのU・Iターン就職を促進するため、就職支援協定を締結している20の県外大学等と連携し、県内企業の魅力やインターンシップ情報等を発信しています。

こうしたことに加えまして、新型コロナウイルス感染症により企業と若者の交流機会が少なくなりましたので、自宅からでも参加できるウェブ合同企業説明会を新たに開催したところでございます。

新型コロナウイルス感染症は、大都市部への過度な一極集中に伴うリスクを顕在化させ、人々の意識や価値観、行動に大きな変化を与えました。人々

の関心が地域に向き始めている今、こうした動きを好機と捉え、若者の県内定着を着実に進めることが重要であると考えています。このため、今後も引き続き、県内高等教育機関と県で構成します高等教育コンソーシアムみえと連携しまして、三重創生ファンタジスタの養成などの取組を一層進めるとともに、学生への支援や県内への若者の定着に向けまして、しっかりと取組を進めてまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） ぜひとも、学生が実感できるような対策をしていただきたいというふうに思います。その結果、何年先になるか分かりませんが、そのときのことがあって、三重県に定着する学生が増えればと願っています。

私は、弱い人の立場を助けるのが行政の役割と信じています。今回の対策や支援策が、実のある結果として多くの学生の励みや三重県への思いが一層高まり、三重県に住んでみたいと思ってもらえるような願いを込めて、知事から学生に対して、県を代表して、心の支えとなるエールをお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生の皆さんへの応援、エールということであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経済的な影響を受け、学びの継続に不安を感じる学生が多くいることから、現在、食事券の配付による生活支援を実施しているところです。

これは、未来に向けて学んでいる学生の皆さんが、夢を諦めることがあってはいけない、何とか応援したいと取り組んだものです。こうした思いが学生の皆さんに少しでも届いていれば幸いです。

多くの県内高等教育機関の後期授業では、感染防止対策を講じながら、一部対面授業も実施するものの、引き続きオンライン授業や部活動の制限があると聞いており、学生の皆さんにとっては不本意な学生生活かもしれません。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、もうしばらく続くと見込まれます

ので、新しい生活様式を実践し、引き続き感染防止策に留意していただきたいと思います。

全ての困難は、あなたへの贈物を両手に抱えている。アメリカの作家、リチャード・バックの言葉です。

県内高等教育機関で学んでいる学生の皆さん、また、生まれ育った本県を離れ、他県で学んでいる学生の皆さんは、いずれも本県の将来の発展を支える大切な人財です。困難を乗り越え、三重で自身の夢を実現してほしい、それが私の願いです。志を高く持ち、夢を諦めず、頑張してほしいと思います。

本県は、皆さんの未来に思いをはせ、1人でも多くの方が本県で学び、働き、住み、活躍できるよう、魅力あふれる地域づくりに全力で取り組んでまいりますと考えておりますし、その学生の皆さんをしっかりと応援していきたいと思います。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 今の知事のエールが、多くの学生に届くといいなと思います。三重県定着がますます増えるようなことになればというふうに思います。

それでは、2点目の質問へ移らせていただきます。

災害対策についてお伺いいたします。

私は、今期は、防災県土整備企業常任委員会に所属していますので、所管の項目となりますが、知事及び危機管理統括監に伺う内容となっていますので、御配慮をお願いしたいと思っております。

まず1点目として、大災害時の危機管理統括監の役割について、お伺いいたします。

危機管理統括監の役割は、三重県行政組織規則ではこのように書かれています。その職務は、知事の命を受け、危機管理に関して、全庁を統括するとともに、危機が生じた場合、また、生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督するとあります。基本的には、全ての危機管理に対して対応していくという立場にあると思

ますが、今回は大災害時、例えば、南海トラフ地震を想定した危機管理統括監の役割についてお伺いしたいと思っています。

今月1日に県防災訓練が実施されました。南海トラフ地震を想定したものであります。

内容は、マグニチュード8.7の地震が令和2年8月31日9時に発生し、死者及び心肺停止者が588人、行方不明者が176人、家屋全壊が6501棟以上という状況の下であります。翌9月1日9時から防災訓練が行われました。私も、防災訓練に委員会のメンバーとして立会いをさせていただきました。部長に説明を受けて、部長以下、各担当者の皆さん方が真剣に取り組んでいる姿が非常に印象的でありました。

実際には、地震は予知できない。突発的に大地震が発生した場合、三重県災害対策本部が、知事をはじめ、職員、関係者が全て万全で、防災訓練のような体制で大災害を迎えることは難しいのではないのでしょうか。知事の行動予定を見ても、昨年ですが、県外出張が84日、国外出張が5日、おおむね4日に1日が三重県に不在の状況であり、県内在住であっても、庁舎外に出ており、直ちに戻れない状況もたくさんあるかと思われま。知事が即座に指揮を執ることは、基本的には不可能ではないかという思いがあります。

三重県では、このようなときに、本部長の知事に事故があった場合は、副本部長の副知事であったり、危機管理統括監の順に指揮を執るとあります。副本部長の副知事は、知事の代役をスライドで務めるわけですが、危機管理統括監は副本部長であり、本部員であり、災害対策統括部の長であります。リスク管理から想定すると、本部長の代理を担うことも当然考えられると思われま。

県民180万人の命を守る役割があり、大災害時における危機管理統括監としての役割と本部長不在時における心積もりをお伺いいたします。

また、今回の防災訓練を踏まえて、問題点や改善点があれば、お伺いしたいというふうに思います。

〔服部 浩危機管理統括監登壇〕

○危機管理統括監（服部 浩） 大災害時の危機管理統括監の役割について御質問いただきましたので、順次答えさせていただきます。

本県では、平成24年度に危機管理統括監が設置され、平常時には、全庁的な視点で危機を察知し、緊急時には、関係部長、その他の職員を指揮監督することを基本的な役割としています。

特に、知事、副知事の不在時には、危機管理の観点から、在庁することとしています。

また、南海トラフ地震等の大災害が発生した場合はもとより、災害対策本部設置時の危機管理統括監の役割としては、副知事とともに災害対策本部の副本部長として、三重県地域防災計画等の規定に従い、本部長である知事の補佐、本部長不在時の代行、本部長の意思決定に対する助言を行うとともに、現地災害対策本部が設置された場合には、この本部長の役割を担うということもございます。

本部長である知事が出張等の場合におきましては、外出先から電話、タブレット端末、知事公用車に備え付けられています衛星携帯電話等を活用して、副本部長等に指示を出すことができる、基本的にはそういった体制になっておりますが、万が一の場合には、副知事、危機管理統括監の順に、本部長の代行として指揮を執ることとしています。

特に、危機管理統括監にあつては、議員からも指摘がありましたとおり、災害対策本部の副本部長と併せまして、災害対策本部内に設置されます災害対策統括部の部長として指示を行い、発災直後の初動から応急、復旧期における本部長の意思決定を支援していくところでございます。

また、大雨警報等が発表され、災害対策本部を設置した場合は、防災対策部を通じまして、被害状況や今後の見込み等を報告させ、必要な指示を行っているところでございます。

さらに、ふだんから気象、地震などの災害関連情報の収集に努め、必要に応じて知事と対応を協議するなどしてございます。

災害対応は、特にスピード感が重要です。災害発生時に、県民の皆さんの命を守ることができるよう日々備えるとともに、今後も引き続き、自然災害も含めた危機について、迅速かつ的確に対応していきたいと考えております。

次に、9月1日に実施いたしました分散型の災害対策本部、この課題についてどうかということでございます。

9月1日に本年度の第1回総合図上訓練を行いました。新型コロナウイルス感染症対策が必要な状況での災害対応能力の向上を図ることを目的として、三つの密を避けた分散型の災害対策本部により、大規模地震を想定した訓練を実施したところでございます。

今回の図上訓練は、新型コロナウイルス感染症対策を取り入れる中で、特に、分散型災害対策本部による訓練実施と、基本的な災害対策活動の検証及び習熟を行うことを要点として実施いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策としては、これまで県庁講堂に配置していた災害対策本部の機能を行政棟の各フロアに分散して配置し、防災情報システム、テレビ会議システムなどの情報共有ツールを活用して、部隊間の連携を図りました。

さらに、三重県が運営します接触確認システム、安心みえるLINEの活用、大型送風機の設置による換気機能の強化、飛沫防止として、必要に応じて間仕切り等を設置するなど対策を行ったところでございます。

また、基本的な災害対策活動における各部隊の一連の対応を確認することに重点を置き、マニュアルや計画に沿った基本的な災害対応の検証及び習熟を行う訓練を実施いたしました。

訓練終了後、訓練評価者を務めていただいた三重大学大学院工学研究科の川口准教授からは、分散配置した行政棟の一部の部隊で密の状態が見受けられたこと、情報共有ツールの活用について、一層の習熟が必要であること、災害対策本部要員の中で、新型コロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の体制について、今後検討が必要であるとの御指摘をいただいたところでございます。

今回の訓練を終えまして、特に分散配置の在り方について、関係性の深い部隊がより円滑に意思疎通を行うことができる仕組みを検討する必要があるということを感じました。

また現在、県では全庁を挙げてスマート改革の推進に取り組んでおり、デジタル技術による様々なツールの整備と活用は、分散型災害対策本部の運営においても生かしていく必要があると考えています。

今回の訓練について、部隊ごとの反省検討を踏まえ、分析を行うよう指示しているところでございまして、その中で明らかになった成果と課題について、今年度中に実施を予定しています第2回総合図上訓練に反映していきたいと考えております。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 危機管理統括監として、知事とか副知事がない場合が想定されますので、安心せずに三重県民を守っていただきたいなと思っています。

次の質問に移ります。

三重県には、常設の災害対策本部、防災センターが設置されていないかについてお伺いいたします。

先ほど、危機管理統括監が言われましたように、災害対策本部を県講堂で行ったわけではありますが、三重県には常設の災害対策本部がないということで、そういうことを毎年行っています。県講堂の使用状況をちょっと申し上げますと、昨年8月では31日のうち23日が使用されている。9月は30日のうち22日が使用されている。10月は31日のうち、27日が使用されているというような状況にあります。そういう中で、直ちに、行動が起こせるところがなかなか開設できないというのも一つ問題ではないかと思っています。

三重県知事は、全国知事会の役職として、危機管理・防災特別委員会の委員長を歴任されておったという経緯もあります。また、三重県は、南海トラフ地震の被害想定が多いとされる地域の10県知事会議の代表世話人として、鈴木知事は就任されています。静岡県から九州、宮崎県、大分県までの太平

洋岸の県であります。そういう中には、全ての県において常設の防災センターが設置されているという状況にあります。

そのような状況を踏まえ、どのように受け止めているかをお伺いしたいというふうに思っています。

また、私たち会派の1期生4人が、熊本県にお伺いし、当時、危機管理防災企画監であった有浦さんにいろいろお世話になって、災害対策室を見せていただきました。

そういう中で、今回、熊本県を中心とした7月豪雨があり、連絡させていただいて防災センターを設置することの意義について伺ったところ、何が一番大事かということは、人の命をいかに救うかということであるとされていました。

災害の状況は、一刻一刻を争うので、1分1秒の思いで我々は行動している。そのための指揮命令を出す災害対策本部は、常にいつでもすぐ使える状況が必要ではないかというふうに言われています。

こちらです。（パネルを示す）それから、これが災害対策本部の部屋です。（パネルを示す）指揮台というのがあります。こういうふうに、常設された部屋があると。これは部屋のごく一部です。それから、（パネルを示す）私たち講堂のこの前9月1日の状況です。今回は分散化されたということで規模は縮小されていますが、このような状況で毎年訓練をされています。

そういうふうな中で、昨年川口議員が防災対策部の検討をお願いされたわけですが、その後検討はされたのかお伺いしたいというふうに思います。

知事就任から10年が経過しています。南海トラフ地震の可能性は、今後30年のうちに70%から80%の確率で発生すると言われております。

県として、常設の防災センター設置についての考え方をお伺いいたします。

〔日沖正人防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（日沖正人） 常設の災害対策室、防災センターの設置について御質問いただきました。

災害発生時に速やかな初動を行うためには、常設の災害対策室は必要であると考えております。

各都道府県におきましては、専用の防災センターがあるところや、既存の会議室を利用しているところなど、それぞれの実情に応じた場所に災害対策本部を設置することとしておりまして、その場所や広さなどは様々な形態となっております。

本県では、県庁5階の防災対策部内に、災害対策本部の専用スペースとして災害対策室を常設しております。

この災害対策室は、速やかに情報収集や分析を行い、県民の方々への情報提供や、必要な災害対応を行うことができる機器と機能を有しておりまして、災害対策本部設置前の注意報発表の段階から、準備体制を取って迅速な初動対応を行っております。これまでも毎年約20回の災害対策本部を設置して、対応しているところであります。

また、震度5強以上の地震や大津波警報が発表されるなどしまして、全職員による非常体制を取る場合は、県庁講堂を中心として、講堂棟の会議室などに災害対策本部を拡大して配置することとしておりますが、災害対策室で初動対応を行いながら移行するため、切れ目なく災害対応を行うことができます。

なお、県庁講堂においても、迅速に機能が発揮できますよう、床下にはLANや各種配線を敷設するとともに、災害対策用の通信機器や資機材を常時配置しております。

災害対策本部の配置の在り方につきましては、昨年から検討していたところですが、新型コロナウイルス感染症の発生を受けまして、3密を避けるため県庁講堂に配置しておりました災害対策本部の機能を行政棟の各フロアも活用して分散配置の検討を進めて、この9月1日には、分散型の災害対策本部での総合図上訓練を行ったところであります。

地震等の突発的な災害に対応するためには、日頃からの初動対応能力の維持・向上が不可欠であります。このため、既存の施設を最大限活用したより

効果的な分散型災害対策本部について、さらに検討を進めるとともに、訓練を積み重ねることなどによりまして、今後も迅速かつ適切な災害対応が実施できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 災害対策に取り組むのは当たり前と思います。

常設の防災センターというのは全国的に進んでいる。ないのは三重県ぐらいじゃないかというぐらいのことになっています。

近い将来必ず起きる南海トラフ地震、三重県にも備えということから、一度、常設の災害対策室設置の委員会なり、設置に向けた考え方をまた検討していただきたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

時間がやや押していますので、3点目、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催についてお伺いいたします。

先般25日、鹿児島県の大会が、2023年に決定したということが出ています。三重県大会は、そのことによって来年開催するということが確定になりました。

私も、学生時代には競技スポーツに身を置いた者として、日程が決まったことは、本当に安心するというところがあります。また、関係者の皆さんにとっては、非常に大きな励みになるのではないかなと思っています。

そういう中で、この大会が行われるに当たって、様々なことがあろうかというふうに思いますが、知事にお伺いしたいと思います。

鹿児島大会が決まったことと、三重県に対する思いということをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 鹿児島国体の2023年延期に対する受け止めと、2021年三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた思いについて答弁させていただきます。

鹿児島県における国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会につきまして

は、去る9月25日、日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁、鹿児島県の主催4者から、2023年に開催することを正式決定した旨の発表がありました。

鹿児島県として、国体・大会を早く開催したいという県民の皆さんの思いがある中で、2023年の開催を要請されたことは、苦渋の決断であったと思います。

また、1年延期を受け入れられた佐賀県、滋賀県についても、両県知事が共にターゲットエージへの気遣いを示されていましたが、地元開催の大会での活躍を夢見て努力を重ねてきた選手の皆さんのことを思うと、延期の受入れは大変つらい苦渋の決断であったと思います。

改めて、鹿児島県、佐賀県、滋賀県、またその以降の開催県の皆さんの御努力に、心から敬意を表したいと思います。

併せて、これまで困難な調整に御尽力いただいた日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁の皆さんに感謝を申し上げるとともに、引き続き、延期による影響を受ける鹿児島県も含めた開催予定県への支援について、しっかり対応をお願いしたいと思います。

6月19日に鹿児島国体・大会の延期が決定して以降、三重県の選手や関係者、そして県民の皆さんにおかれましては、来年、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催できるのかどうか、不安な思いを持たれていたのではないかと思います。

三重とこわか国体・三重とこわか大会は、関係者の皆さんの御尽力により決定していた会期で開催されることとなりましたので、選手の皆さんには、安心して練習に励んでいただきたいと思います。そして、地元開催の大会で、その力を思う存分に発揮し、輝かしい成績を残していただきたいと思います。心から期待しています。

また、県民の皆さんや企業・団体の皆さんにおかれましては、これまで、新型コロナウイルス感染症による日常生活上の様々な制約や、鹿児島国体・大会の延期時期が確定していないことから、心理的にも積極的な協力がしに

くい状況であったと思います。

改めまして、選手の応援やボランティアへの参加、そして、広報やPR、とこわか運動などに積極的に御参加いただき、両大会をお支えいただきたいと思ひます。そのためにも、万全の感染症対策を講じながら、選手、県民、企業・団体の皆さんが安心して、両大会に参加いただける大会運営に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症が発生して以降、初めての国内最大のスポーツの祭典を迎えるに当たり、現在、新しい生活様式に基づきながら、選手ファースト、安全・安心な大会運営、さらに県民力の結集や、多様な魅力発信といった両大会で掲げてきた価値を新たな形で創造するというこれら三つの視点から開・閉会式をはじめ、両大会全般にわたって思い切った見直しを検討しているところであります。

こうした見直しを通じ、新型コロナウイルス感染症の終わりが見えない状況にあっても、安全・安心に国体・大会を開催できるという一つの形、新しい価値を三重から示していきたいと考えています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 知事、ぜひとも、来年三重県で国体が開催できて、その場に、開会式に知事が立って、宣言をしていただくということが何よりかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

三重県大会が開催されれば、コロナ後初の大会、もしくはコロナ禍の初の大会となります。課題は、先ほど知事が言われたようにたくさんあるかというふうに思ひますが、リスクの観点から申し上げますと、鹿児島県は今年の6月に中止という判断をされました。

来年の大会においては、オリンピックと国内大会との差はあるというふうに思ひますが、バツハ会長などは、全ての参加者の安全を確保することが原則であるというふうに言われております。この原則は、国は違えども、国体でも同じであるというふうに考えています。そういうことから、三重県がもし、中止の判断するのであれば、いつの時期を考えているのかということも

お伺いしたいというふうに思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） コロナ後初、あるいはコロナ禍の下での両大会の開催に向けてどのような課題があると考えているのか、また、開催するための条件や開催可否の判断時期についての御質問でした。

今、知事答弁にもありましたように、鹿児島国体・大会につきましては、2023年開催が決定し、三重県での2021年開催が確定しました。

これによりまして、三重県は、新型コロナウイルス感染症が発生して以降、初めての国体・大会を執り行うこととなります。両大会の準備に向けましては、様々な感染症対策を検討していくこととなりますが、競技会運営に当たりましては、まずは日本スポーツ協会、日本障がい者スポーツ協会が策定するスポーツイベントの再開に向けた感染症拡大予防ガイドラインを基本とし、さらに各競技別には、中央競技団体のガイドラインを取り入れ、会場整備、選手・来場者の受付や誘導など、運営全般にわたりまして、場面ごとの対策を考えることとなります。

具体的には、手指衛生の励行や競技実施時以外のマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保や3密の回避などを基本的な対策として、競技会諸準備を進めることとしております。こうした感染予防対策の概要につきましては、7月17日に市町に、7月30日に競技団体にそれぞれお示しし、ガイドラインに沿った対策を進めていただくようお願いしているところです。

しかしながら、各市町などからは、感染症対策に完全はないので、どこまで対策を徹底する必要があるのか不安感がある、あるいは、対策には費用が伴うので、多大な負担とならないか心配であるなどの声をいただいておりますことから、こうした声に応え得るよう、県の方針などについて検討しているところです。

また、県が主体となって行います開・閉会式の式典準備におきましては、国体の総合開会式が、例年、天皇皇后両陛下に御臨席賜ります行幸啓の行事

であることも踏まえまして、両陛下をはじめ、選手や来場者全体の安全・安心の確保をより徹底していく必要があります、この点からも、式典全般にわたる見直しを検討しているところであります。

県としましては、現在の感染状況を踏まえながら、今後の状況変化にも応え得るよう可能な限りの対策を尽くし、無事両大会が開催できますようぎりぎりまで努力を重ねていきたいと考えております。

一方、今後準備を進める過程で、例えばですが、ブロック予選のように、選手・チームの選考に向けて全国が動き出すような時期でありますとか、あるいは県や市町が、例えば会場整備など大規模な業務を発注しないといけないような時期など、両大会の開催準備に大きな影響の生じるなどの時期において、そのときに、全国や本県の感染状況が大変深刻なものになっていたり、あるいは緊急事態宣言が発令されているなど、選手・参加者の命や健康に重大な懸念が明白に生じているような場合には、他の主催者ともよく協議した上でになりますが、県としての開催可否を判断することになるのではないかと考えています。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 大会の開催に向けては、本当に熱意がなければ開催ができないと思います。

主催する県にとっては、その熱意が全ての人に伝わるようなことをお願いしたいと思います。万が一というか、開催されない場合については、オリンピックのことだとかいろんなことがあると思いますが、多くの少年選手と言われる人は高校3年生であります。何年もかけて、練習し、やっと三重県で国体ができるということで、選手も、関係者も育てた方がいます。そういう方の思いを考えると、進学や就職にも大きく影響があると考えています。早い段階で、もしなければ、代替の大会とかそういうものの開催に当たって、御尽力をお願いしたいなと思います。これは要望としておきます。

続いて、これ最後の質問になりますが、各種健康検診・各種がん検診の受診率の向上対策と二次検診受診率の向上対策ということについて、お伺い

たします。

県民力でめざす幸福実感日本一を目指す上で、健康状況が最も重要だと答える方が、アンケートの中では68.2%ということになっています。

知事が幸福実感の日本一を目指すには、健康問題は避けては通れない課題だと思っています。

そういう中で、三重県は毎年、約5000人の方ががんで亡くなるというような状況が掲載されています。健康の数値を表す物差しとして、私たちが病院で行う健康検診や人間ドック、がん検診などの通知があります。そういうものについて、数値として出ておりますので、その数値を見ながら、私たちは健康状況というのを判断しなければならない。また、県の指標にも、数値目標として出ておりますが（パネルを示す）この数字を見ていただくと、このグラフの中には、高いところから低いところ、下に書いてある数字がパーセントであります。これ受診率です。ここには本来、県下各市町の名前が出てくると思いますが、今回は、名前は出ておりません。こういうものを見ながらしていくと、県下にも非常にばらつきがあるという現状があります。

非常に高い市町があるところと、非常に低い市町が見受けられます。そういう中において、県はこのことに対して、認識をどのようにしているのかということをお伺いすると、この市町の健康診査の受診率の格差をどのように縮めていくかということについて、お伺いしたいと思います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 特定健診受診率及びがん検診の受診率の認識と向上対策についてお答えを申し上げます。

国のデータによりますと、県の特定健康診査・特定保健指導に関する受診率は55%と、全国平均を上回っておりまして、全国12位と高い水準にございます。

一方、先ほど議員から御指摘いただきましたとおり、市町の国民健康保険における特定健診の受診率は差があるのは実情であるということは十分認識しているところでございます。

そこで、県といたしましては市町が運営する国民健康保険におきまして、国や県からの交付金額の算定の際に、インセンティブを働かせる制度によりまして、受診率の高い市町はもとより、これから受診率を引き上げようとする市町の後押しとなるような財政支援を行っておるところでございます。

これにより、各市町におきましてはそれぞれ工夫を凝らした取組を実施いただいております。

一方、がん検診につきましても、三重県の検診受診率は全国平均を上回っておりますが、特定健診同様、市町で隔たりが見られます。

がんによる死亡者の減少のためには、がん検診や精密検査の受診率向上による早期発見が重要でありまして、検診受診率のさらなる向上と市町間格差の是正を行っていく必要があると考えてございます。

県におきましては、がん検診実施状況の評価を行いまして、受診率が低い市町に対しまして課題解決に向けた指導・助言を行うとともに、がん担当者に対する研修などの技術的支援や精密検査受診率向上等に向けた取組に対して財政的支援を実施しているところでございます。

さらに、受診率向上に向けての人々の行動を望ましい方向に誘導するナッジ理論など新たな手法も活用することで、今年度から、市町のがん検診や精密検査の受診率向上に向けた取組を始めたところでございまして、引き続き、市町を支援してまいりたいと考えてございます。

健診受診率の向上に際しましては、地域や職域にかかわらず全ての医療保険における受診率向上が重要であり、今後も、あらゆる主体が自ら健診の受診を含めた健康づくりに積極的に取り組むことができる社会環境づくりを築き、進めてまいりたいと考えてございます。

〔3番 中瀬信之議員登壇〕

○3番（中瀬信之） 健康診査をはじめ、がん検診、様々たくさんの部門があって、今回この質問するに当たって、県の受診率はどうなっておるのというのを担当者にお伺いいたしましたところ、県職員は100%検診を受けているという返答でありました。非常に優秀かなと思います。

全ての企業であったり、団体であったり、地域が県職員のように100%検診をされるという状況になれば、私たちの周りから大きな病気になることを未然に防げるということができるのではないかなと思います。

先ほど、全国的には三重県は受診率が高いとかいうことを言われておりますが、やはり各市町を見てみると、非常に低い市町もあります。そういうところが、基本的には底上げをしないと、やはり県としては目標を達成したということにはならないと思います。高いとか平均の数値だけを見ているのではやはり駄目だと、低いところが上がってこそ、平均が上がるんだという意識の下に、この検診率の向上策をどんどんどんどん進めていただきたいと思います。そういう結果、県民力が上がるということになれば一番いいのではないかと考えています。健康な体をつくるということが、私たちの大きな望みであります。そのことが、こういう数値で表れることが出ておりますので、その数値目標を、私たちは、一人一人が達成するように努力していきたいと思っております。

また県としても、各市町の向上に向けて一層の努力をお願いしたいと思います。これで、質問を終わります。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 県政に対する質問を継続いたします。46番 青木謙順

議員。

〔46番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○46番（青木謙順） 皆さん、おはようございます。

自由民主党県議団、津市選出の青木謙順でございます。

議長のお許しをいただきましたので、県政に対する質問をさせていただきたいと思いますが、私からも、まず、新型コロナウイルス感染症で亡くなられました方々に心からお悔やみを申し上げます。また、現在も療養されておられる方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い御回復をお祈りいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症により、我々の生活様式が大きく変化しつつございます。

これまで当たり前であった人と交わることが、3密と呼ばれる言葉に代表されるように、一定、注意を持って対応すべきものとなり、これが仕事のスタイルにも波及し、テレワークやオンライン会議が普及するきっかけもなっています。このような生活様式の変化に伴い、地方都市は、改めて働く場、安心して住まう場として注目されることになると思いますし、また、この機会を逃さずに、しっかりと受皿整備をすることが、地方の活性化につながるものと考えております。

さらに、都市全体の魅力はもちろんですが、特に、その都市の顔となるような主要駅周辺が機能的に整備されているか、人に優しい空間となっているかという点は、企業の進出とか、また人々の移住、こういったものを考える際の重要な要素であると思います。

現在、桑名駅の自由通路、橋上駅舎の完成による利便性の向上や、四日市駅周辺における、これ、実は昨日、森市長の御挨拶にもありましたが、バスタプロジェクト、いわゆるバスターミナルを活用した道路空間の再編の候補地選定など、三重県内の駅周辺の整備については新しい動きが始まっています。

このような中、7月31日には津市においても、国そして県、さらには津市

で、津駅周辺道路空間検討会が設立されました。今後は、この検討会で、津駅周辺の戦略的な駅周辺整備について検討が進められると思っているんですけども、まずは、この検討会を設置した目的、今後、県としてどのような方向性で、どのような点に重点を置いて検討を進めたいと考えてみえるのかをお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 津駅周辺整備の方向性や重点的な検討内容についてお答えさせていただきます。

まず、今後の道路政策につきましては、量的な進捗が一定程度図られた今、自動車を中心とする整備重視の政策だけではなく、多様な利用者の視点に立った政策を進めることが必要とされているところでございます。

特に、鉄道駅の周辺におきましては、交通拠点と道路ネットワークをセットで考えて、公共交通の利便性の高い結節空間をいかに創出するのか、目抜き通りについて、人間重視で人に優しい空間に回帰して、地方創生に貢献できる空間へといかに再構築を行っていくのが重要です。

こうした方向性の下で、今年5月には道路法が改正され、道路事業による交通拠点整備と道路空間再編を加速するための新たな仕組みが導入されたところでございます。

一方で、県庁所在地の駅であり、三重県の玄関口となる津駅周辺につきましては、この新たな仕組みを活用することによって大いに発展する可能性が高いものと考えております。このため、関係者にも御協力いただき、7月31日には国土交通省、三重県、津市から成る検討会を設置させていただきました。

私は、これまでに、品川や神戸・三宮、札幌、新潟など、全国各地の駅周辺プロジェクトの計画策定に携わってまいりました。その上で、このプロジェクトを進める上で大切なことにつきましては、1点目として、官民の強固な連携体制を構築すること。2点目として、観光・防災の観点を導入すること。3点目として、ICTや新たなモビリティなど、未来志向の観点を

導入することと考えております。この3点を重要なポイントとして、検討を進めてまいりたいと考えております。

今後、検討会では様々な地域関係者の方々の意見を伺いながら、年度内に基本的な構想を取りまとめてまいります。そして、次年度より具体的な整備や利用方針の検討を進めてまいりたいと考えております。さらには、このプロジェクトをモデルとして、県内各地にも波及させ、三重県の発展に貢献してまいりたいと考えております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 部長から、未来に向けての非常に希望も持てる答弁、きめ細かに今までの経験も生かされて、力を発揮していただくというような答弁をいただいたところでございます。

今回、特に津駅の検討会のお話をさせていただいたのかと言いますと、もちろん、地元だからということもあるんですけど、実は、私、少し津駅前には、個人的な思いが、思い入れと言うんですかね、ございまして、今から47年前、まだお生まれになっていない方が多いか分かりませんが、私が高校1年生の頃なんですけれども、駅ビルのチャムが開業した年だったんですね。それで、当時、合併前の白山町から高校に通っていたんですが、その私を津駅近くに住んでいたクラスメートが、津駅におしゃれなビルがオープンするから一緒に見に行こうと誘っていただきました。当時の私には、大勢の人が行き交ったりとか、それから大きな駅ビルがオープンした津駅前はずごい都会に見えた記憶があるんです。恐らく、地方から上京してきた大学生のような感じ、目を輝かせて、周りをこうやって見渡したり、ないかと思えますけれども、ひょっとしたら、秋田県から出てみえた菅総理もそうやったかなと思ったり、昨日、優勝されました熊本県出身の正代閣もそうやったかなと、そんなことを思いながら同じ気持ちになっておったんですけれども。余談ですけども、実は、このチャムの屋上へ行ったときに、帽子をかぶってギターを弾いている、ギターを持った小柄な男性が、歌を歌っているんですね。何とこれが、歌手の松崎しげるさんでございまして、5年後に愛のメ

モリーで大ブレイクするんですけども、その前ですから、グリコアーモンドチョコレートのコマーシャルで、黄色い麦わら帽子の女の子、知っていますかね、そういったのを歌ってみえましたことを今でも記憶を鮮明にしております、そのような懐かしい思い出もございまして、今回の質問をさせていただいたわけですけども、東京一極集中により、全国各地で地方都市の駅前が寂しくなっていております。いつも皆さん通ってみえるところですけど、改めて津駅を見ていただければと思いますけれども、1枚目（パネルを示す）、これは全体から見てもらっているところでございますけれども、右のほうが鉄道で、左のほうが国道23号沿い、チャムの屋上が見えていますよね。これは（パネルを示す）国道23号の方向を向いた2枚目です。これ、現在6車線あって、両側に歩道があるそんな感じのです。改めて、認識していただきたいと思います。最後に、歩道を（パネルを示す）中心に写真を撮っておりますけれども、こういったのが今の現状でございます。よろしいでしょうか。

残念ながら、津駅も例外ではなく、訪れた方々からも、県庁所在地の駅前にしてはちょっと寂しいね。たしか部長も検討会の立ち上げのときにも、そう言ってみえたような気がするんですけども、そういう、何人にも聞かせてもらいますし、私自身もそのような言葉を非常に寂しい思いをしてきた1人でございます。

今回、検討会の設立をそういう意味では、非常にうれしい気持ちで、参加させていただいたところです。今後、様々な方向での議論が行われ、今も、部長、答弁いただきましたけれども、検討が進められると思いますが、特に、答弁にありました関係機関等と広く連携して進めることは非常に重要であるなということを感じますし、積極的に連携の輪を広げていただきたいと思っております。そして、議論を深めていただくことを期待したいと思っております。

今後の検討状況を注視していきたいと思っておりますので、しっかり進めていただくようにお願いします。

少し具体的な内容についても、伺っていききたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染拡大により、あらゆる業界において大きな影響が生じているのは、御承知のとおりですけれども、特に、観光関係などがあるんですけれども、飲食関係は3密防止の影響により、経営が厳しい状況となっていました。

テークアウトを取り入れるなど、様々なアイデアでこの状況を乗り越えるための営業努力といったものをされておまして、私も時々利用もさせていただきましたが、そのような中、コロナ対策における道路関係の臨時的措置として、テラス営業等のための道路上の歩道部分の利用が条件付で認められているとお聞きしています。

これを見てください。（パネルを示す）これは、佐賀県において実施されている歩道の一部を利用したオープンカフェの様子です。また、三重県内でも、鈴鹿市の市道、白子駅前になりますけど、一部で運用が始まっているところもございます。ふだんですと、路上の店のテーブルや椅子などを設置する場合には、道路管理者に対して道路占用許可を申請し、様々な制限というのがございまして、使用することになっているわけですが、今回の臨時的措置では、コロナ対策の一環として制度が緩和されたものであるとのことですけれども、さらにこの臨時的特例措置の流れを継続していただいて、そして、道路法等の改正が行われ、国において地域を豊かにする、歩行者中心の道路空間の構築として、新たな道路構造基準を示されたと同っているんですけれども、その内容は、歩行者利便増進道路の指定により、恒常的に道路占用の基準が緩和されると伺っていますけれども、県では、この制度、この津駅周辺への活用も含めて、どのように考えているのかをさらにお伺いしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 歩行者利便増進道路の活用の方向性について、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策として、沿道施設が3密を避けて経済活動を行っていくためには、オープンスペースである道路空間を有効活用してい

いただくことが必要でございます。このため、今年6月5日から、飲食店等を支援する緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等について、国において、路上利用の占用許可基準の緩和がなされました。この制度の下では、道路占用料は免除となります。これを受け、三重県としても、6月9日より国と同様の緩和措置を導入し、市町に対しても同様の措置を講じるよう働きかけを行うとともに、商工団体へ周知を行ったところです。

実績につきましては、鈴鹿市内の商店街で8月下旬に許可がなされたところであり、現在も利用を継続していただいているところでございます。

津駅周辺につきましては、県内外のこうした実績を踏まえて、空間利用のニーズを整理するとともに、新たな歩行者利便増進道路制度の適用も含め、検討していきたいと考えております。

具体的には、津駅東口の目抜き通りであります県道津停車場線については、6車線で1日当たり約4700台といった交通量となっております。例えば、道路を設計する際の交通量につきましては、2車線で約1万台でございますから、かなり余裕がある状況となっているところでございます。こうした現状を踏まえ、歩道空間の拡張も含め、にぎわいの創出に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今後、津駅周辺においても、具体的な車の台数も挙げていただいて、検討を進めていく考えであるということをお答えいただきました。

要望聞き取り、今年の夏もありました、七十数団体あったんですけども、その中でも、例えばキッチンカーなどのケータリング協会からもそういった厳しい現状もお伺いしながら、そういった方々も喜ばれるのではないかなど、こんなことを思うところでございます。

ぜひ、県都の玄関口にふさわしい整備が行われますよう検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次に、二つ目なんですけれども、物流関係の質問をさせていただきたいと思うんです。

人々が日常生活に欠かすことのできない活動である、いわゆるエッセンシャル事業として、物流事業者、そこで働いている従業員の方々におかれましては、人々の生活とか、それから経済活動を支えるために、日々大変な御苦勞をいただきながらも配送等の業務を継続していただいております。そのような中、県の物流を支える三重県トラック協会などから御要望等を伺う機会がございました。

トラック運送業界においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、いわゆる、ステイホームとよく使われましたけれども、そういうことなどの影響によってトラック輸送の需要が高まる一方で、従前からの課題である慢性的な労働力不足が解消されていない状況であり、業界の健全な発展のためにも、いわゆる労働環境改善とか、従事者の安全確保が求められているというのを伺いました。これに関連する問題として、都市部における、いわゆる貨物、荷さばき駐車スペース確保というのがございますけれども、特に駅前など、人と車が密集するような場所での荷さばきスペースが十分ないと、この作業を路上で行わざるを得なくなったりとか、周辺の渋滞を引き起こすほか、歩行者とか集配作業員の事故の危険にもつながると考えております。

このようなことから、質問させていただきますけれども、駅周辺整備計画を進めていく上では、貨物荷さばきスペースの確保が非常に大切であると考えておりますけれども、県としてのお考え、特に先ほどからお聞きしている駅周辺空間の整備の中で併せて御検討いただくことができるのか、できないのか、お聞きしたいと思います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 荷さばきスペースの確保についてお答えさせていただきます。

トラックの荷さばきスペースの確保につきましては、働き方改革の一環として、道路管理者においても、歩道の切り込み等によるスペースの確保が平

成30年に国から示されているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応の中で、物流の重要性がより一層認識されたところでございます。

県としても、例えば道路情報板を活用して、物流を支えていただいている方々に感謝の意をお伝えするなどを行ってまいりました。

今後は、さらに、トラック協会をはじめとする道路利用者との連携を深めていくことが必要と考えているところでございます。

今後の津駅周辺道路空間検討会におきましても、トラック事業者等の御意見もお聞きし、構想に反映していきたいと考えているところでございます。これまでも、いろんな地域で、駅の計画を立ててきましたけれども、議員指摘のとおり、やはりトラックの荷さばきといったものが、渋滞を起こす、あるいは安全に問題があるといったところがありますので、必ずそういった計画には盛り込んできたところでございます。

また、津駅周辺だけではなく、道の駅等での休憩スペースの確保、あるいは区画線の引き直しに関する具体箇所の改善などについても、引き続き、トラック事業者等の御意見も踏まえながら、各道路管理者等と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 今、駅周辺空間の整備の中でも検討していただけるというところで、しっかり議論を進めていただくようお願いしたいと思います。

今回は私の地元でもあるんですけど、先日、検討会が立ち上がったこともあり、津駅周辺を中心に質問させていただきましたが、先日、我が会派の山本佐知子議員の御指導の下で、松阪駅も何とかしたいという野口議員も連れて行って、共に現地調査をさせていただいた桑名駅、それから先ほど言いました四日市駅、さらには亀山駅では、市立図書館とか、高層マンションが入る再開発ビルの計画を進められるなどの県全域における駅周辺整備の機運が高まっていると私も感じています。これからのウィズコロナと言われる社会の中で、大都市一極集中、そしてそこから分散型の都市構造への変革して

いくには、繰り返しになりますけれども、地方都市の主要駅周辺が、人々が笑顔で行き交う、利便性に富み、人に優しい空間として整備されていくことが重要であり、地域の活性化につながると考えています。

最後にこのような駅周辺空間の整備、特に、今後検討が進められる津駅周辺の整備について、知事の御所見と、知事の期待している思いなどをお伺いできれば幸いです。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 駅周辺道路空間の整備、特に津駅周辺の整備などについての私の考えということで答弁させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染症の脅威の中で、価値観やライフスタイルの変化など、我が国の社会構造も大きく変わってきていると認識しています。

分散型都市構造への変革は、従前から目指すべき未来ではありましたが、今回のコロナ禍により、さらに必然性が高まったと考えています。

私自身、首都圏などでの感染拡大が社会経済に与えた影響を踏まえ、全国知事会議において、大都市部への過度の一極集中等に伴うリスクを減少・回避することの重要性について発言し、全国知事会地方創生対策本部長として、人や企業の地方分散を加速化し、地方への新しい人の流れを推進する内容の国への提言を取りまとめ、当時の北村内閣府特命担当大臣に要請活動を行ったところであります。

そのような中、先ほど議員からも御紹介ありましたが、近鉄四日市駅周辺が国のバスタプロジェクトの候補地に選ばれ、関係者による検討部会や調整会議が設置されて議論が進んでいること、また、私も完成式典に出席させていただいた桑名駅前では、50年ぶりのリニューアルとして、橋上駅舎や自由通路が完成し、今後は、駅周辺施設が官民連携手法により整備されることについて、私としても喜ばしく感じているところであります。これら駅周辺整備は、魅力ある地域をつくっていく点、また地方創生を進める上でも重要であることから、県としても積極的に支援していきたいと考えています。

津駅周辺の道路空間整備についても、県都津の玄関口を担う部分であり、

歩行者中心の道路空間の構築や、民間と連携した新たな交通結節点づくりを推進することは、新型コロナウイルス感染症と共生する新たな日常の実現に向けた取組でもあり、地域活性化の起爆剤にもなり得るものだと思います。この地域が持つ、まだまだ引き出せていないポテンシャルを、津市をはじめ、関係団体や民間事業者などと連携して発掘していくことで、地域が発展し、にぎわいをつくり出し、人に優しい道路空間が創出できるものと大いに期待をしております。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 未来に希望の持てる力強いお言葉をいただきました。京都の玄関口である津駅周辺が笑顔にあふれる、そして様々な事業者の方、そして老若男女を問わず、県民の皆さんに愛される、誇っていただける空間に発展するよう、今後の検討会でも議論が進むことを期待して、次の質問に移らせていただきます。

次に、2でございますけれども、農林業の振興について伺っていきたくと思います。

農業や林業は、皆さん御承知のとおり、我々県民の食や暮らしを支えるとともに、国土保全や水源涵養など様々な機能を有しております。私の地元である津市においても、農業や林業は、中山間地域における主要な産業として、その振興を図っていく必要があります。

これまで一般質問において、この振興策についてお伺いしてきましたけれども、今回は、家族農業に対する支援と、森林経営管理制度のさらなる推進と林業の人材育成についてお聞きしたいと思います。

従来、水田農業は、食料生産や多面的な機能の発揮だけでなく、地域の経済、社会、環境面で重要な役割を果たしております。

しかしながら、担い手の不足や高齢化によりまして、水田農業の従事者は減少傾向にありまして、特に中山間地域など条件が不利な地域では、耕作放棄地の増加が懸念されております。また、近年の気象変動による夏場の高温や病害虫の発生などにより、県産米の一等米比率の低下、価格の下落などに

より収入が減少し、水田農業の経営は不安定さを増しています。これまで、県では、水田農業に対して、農業法人や集落営農組織等の中核となる担い手の農地集積を進めるなど、農業の競争力強化に向けて、主に、産業政策的な観点から、大規模や、また効率化を主体とした施策を講じてきていますが、一方、地域政策としても、日本型直接支払制度による水田の持つ多面的機能の維持、発揮などの施策は講じられているんですけども、本県の水田農業の大半を担う高齢農家とか兼業農家などの家族農業に対しては、直接的な支援につながる施策は少ないと感じてございます。こうした中で、県で新たに策定されました、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画では、担い手への農地集積や、大規模化などの産業政策と併せて、特に先般、西場議員の強い要望もありましたが、これまで地域の農業を担ってきた家族農業の維持・継続にも注力し、地域の実情に応じて多様な担い手が共生する営農体制の構築に取り組むことが記載されたところでございます。さらに、令和2年度中に策定予定の三重の水田農業戦略では、県産米の品質向上とか、それから家族農業の維持・継続、さらには、多様な人材を取り込んだ営農体制の構築などが取組の方向としても、所管の常任委員会に示されました。私たちも、水田農業を支えてきました家族農業の継続は農業施策における重要なテーマであると考えております。

この質問に当たりまして、JA等の関係者にも、何人かに、住民、地域の代表の方、またOBの方など10人ほどにお話を伺いました。

米だけでなく、他作物も含めた複合経営の取組促進とか、アグリサポートだいちというようなJAがつくった農業者の支援組織などによる兼業農家へのさらなるサポートなども、重要と考えているとのことでした。そのようなことも踏まえ、今後、県から打ち出される具体的な施策には、大きな関心を持っておるんですけども、そこでお伺いしますけれども、新たな基本計画で示された家族農業の維持・継続を進めるために、今後、県としてどのような事業展開をしていくのか。途中、案のものでも結構ですので、具体的な取組も含めてお聞きしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、家族農業の維持・継続を進めていくための今後の具体的な取組について御答弁させていただきます。

農地に占める水田の割合が高い本県では、農業・農村を持続的に発展させていく上で、認定農業者など専門的な農業経営体の育成と併せて、地域の水田を守り、集落機能を支える家族農業の継続が重要であると考えております。

これまで、県では家族農業に対して、集落等における地域のつながりも生かしながら、農業機械の共同利用、地域活性化プランによる新規作物の導入など複合経営の推進、多面的機能支払交付金の活用による、農地や水路の保全に向けた共同活動の促進などを通じて、生産性の向上や地域資源を生かした付加価値づくりなどを支援してきたところでございます。

こうした中、家族農業には、小規模な高齢農家や兼業農家が多いということもあり、集落座談会やJ A等農業団体を通じまして、農業収入を増やすために一等米の比率を上げたいが、具体的にどうすればよいか分からない、あるいは高齢や兼業であることから、細かい農作業が増えると対応ができない、また田植や稲刈りなど、作業が集中する時期に人手が足りないので、農作業の応援があると助かるといったような声をお聞きしておるところでございます。

このため、県ではこれまでの取組に加えて、新たな家族農業への支援として、収入増に向けた米の品質向上を図る技術の普及や、忙しい時期に労働力を応援する仕組みづくりなどを進めていきたいと考えております。

具体的には、米の品質向上について、ドローンを使った高温障害を防ぐための肥料やカメムシなどに対する農薬の散布、水位センサーと安価な自動給水装置を使った水管理など複数の技術を組み合わせることで実証し、小規模農家を取り組める省力化技術として普及を図りますほか、労働力の応援については、農作業が集中する時期に応援が欲しい農家と、例えば1日単位での就業なら可能といったような方も含めて、協力できる様々な人材を掘り起こし、アプリ等も活用してマッチングする仕組みを構築していきたいというふうに考え

てございます。

今後は、これらの取組の具体化に向け、さらに検討を進めるとともに、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に位置づけられた家族農業に対する国の施策動向も注視しながら、本県の家族農業の維持・継続が図られるよう、しっかりと支援してまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 家族農業への支援についても、いろいろ具体的に考えていただいていることがよく分かりました。少し安心したところでございますけど、特に、営農面での技術的な支援や、いわゆる労働力不足に対する支援を、ぜひ、積極的に早く進めていただきたいなと思っております。

一方、私の地元の白山町にある地域の例を申し上げますとこんなことがございます。条件が不利な農地はなかなか借手が見つからない。それから、借手が見つかって、維持管理の作業は引き受けてもらえず、その作業の担い手もない、作業日当の支払いだけでいっぱい、いっぱいでございますので、獣害対策などは補助金をもらわないと対応できないなど、耕作放棄地としないための対策が非常に限界に来ているというような話を聞かせていただくことも多々ございます。改めて質問しませんが、県当局におかれましては、先ほど農地の保全とか、地域の抱える様々な課題をしっかりと認識していただきまして、家族農業を含めた農業の維持・継続に向けてきめ細かなサポートを行っていただくようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

昨年的一般質問でもお聞きしたんですけれども、森林経営管理制度について、その後の状況や進捗も含めて、改めてお伺いします。

昨年4月に、森林経営管理法が施行され、経営意欲のない森林所有者に代わり市町が主体となって、森林環境譲与税を財源に、森林整備等を実施していく森林経営管理制度がスタートして約1年半が経過をしました。

また、今年から、災害防止やとか、それから国土保全機能強化の観点から、森林整備を一層促進するために、市町や県もそうですけれども、配分される

森林環境譲与税の額が予定よりも、いわゆる前倒しで増額されたと伺っています。森林経営管理制度の主体である市町においては、森林所有者の意向調査や経営委託を希望する森林の現況調査や、森林境界の確認などの作業を進めていく必要がございますが、こうした取組を進めていくためには、市町職員に森林、林業に関する専門的な知識や経験が必要不可欠であり、前回の質問の際にも、こうした市町に対する県のサポート体制についてお伺いしました。その際に、みえ森林・林業アカデミーでの、市町職員向けの講座を開設しますとか、みえ森林経営管理センターを設置し、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーの派遣や相談対応などに取り組みますと、また、私もちょっと提案もさせてもらいましたけれども、林業に関する知識を持った人材バンクを設置して、市町に情報提供を行う予定であるとの答弁等があったんですけれども、聞かせていただくわけですけれども、この森林経営管理制度に関する県内各市町の進捗状況については、一部の市町では、全国的に見ても先進的に事業が進められていると、一方では、今年度ようやく着手するといった市町もあり、県全体での進捗という意味ではまだまだ課題が多いのではないかと思います。そこで、部長にお伺いしますけれども、森林経営管理制度が開始されて1年半経過しますが、県内市町の進捗状況について、いかがになっているのでしょうか。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、森林経営管理制度の県内市町の進捗状況について御答弁させていただきます。

森林経営管理制度では、市町が森林所有者に対し、森林の経営管理に関する意向調査を行い、森林所有者から経営管理を市町に委ねたいとの要望があれば経営管理権を市町に設定する集積計画を策定することとなります。

また、集積計画の策定後は、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林については、市町が自ら間伐等の施業を行い適正な森林管理を推進していくこととされています。

このように本制度の推進に当たっては、市町が大きな役割を担っていただくことというふうになってございます。

県内では、私有林人工林を有する27市町のうち、昨年度末までに19の市町が意向調査の準備も含めた経営管理制度の取組に着手しており、今年度末までには約9割となる25市町に拡大する見込みとなっております。

また、今年度末までには、18市町で意向調査が実施され、そのうち6市町では意向調査の結果を踏まえた集積計画の策定に取り組むということにしております。

中でも先進的な事例としまして、津市、松阪市、大台町の2市1町においては、集積計画の対象森林において市町が主体となった森林整備を実施する予定となっております。

一方、全国では昨年度約7割の市町村が、意向調査やその準備作業に取り組んでおり、今年度中に約8割の市町村が経営管理制度に係る取組に着手する見込みです。

また、今年度末までに、私有林人工林を有する1592市町村のうち、282市町村が集積計画の策定、75市町村が森林整備に取り組む予定となっております。

全国との比較で見ると、三重県の状況については、全体的にはやや進んでいる状況にはありますが、引き続き、みえ森林経営管理支援センターとの密接な連携の下、県の地域機関を通じて、市町との意見交換や情報交換を十分に行いながら、市町の事業推進を支援してまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 県内市町の進捗状況について、今、先進市町での取組などを含めて回答いただいたんですけども、私も先日、実は制度の説明会に参加させていただきました。意向調査等の手続を順調に進めている市町がある一方で、準備作業等にとどまっている市町がある中で、今後は、それぞれの取組段階に応じた県からのきめ細かなサポートが必要ではないかなと感じました。

また、自由民主党三重県支部連合会に寄せられています森林、林業関係団体や私の地元である津市からも今進んでいる一つの事例とは言うものの県に対するさらなる支援を求めるお話を伺いました。

そこで、森林環境譲与税を活用した森林整備等が県内で着実に実施されるよう森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、市町へのさらなるサポートが必要と考えているんですけれども、県としてはどのように考えているのか、さらにお聞きしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 森林経営管理制度の円滑な実施に向けた市町へのさらなるサポートということで御答弁させていただきます。

県では、昨年度から森林経営管理制度の円滑な実施に向けて、みえ森林経営管理支援センターの設置や、みえ林政人材バンク制度の創設、法律相談窓口の設置、またみえ森林・林業アカデミーにおける市町職員講座の開催等に取り組んできました。

今年度からは、みえ森林経営管理支援センターのアドバイザーを3名から4名に増員するとともに、県内の4地域に配置することで市町からの要請に機動的に対応できるよう体制を拡充しています。

また、みえ林政人材バンクへの積極的な人材の登録を進めた結果、今年度から2名の方が市町職員として雇用され、意向調査の実施や集積計画の策定等において、市町内で中心的な役割を担いながら活躍していただいております。

一方で、制度開始2年目となり、市町ごとの進捗に差が生じつつありますことから、今後はそれぞれの市町の取組段階や抱える課題に対応した、よりきめ細かな支援に取り組んでいくことがさらに重要になっていくと考えております。

このため、市町ごとの進捗に応じた具体的な課題にしっかりと応えられるよう、みえ森林経営管理支援センターの機能強化など、市町の意見を十分に聞きながら、支援策の見直しやさらなる拡充を進めてまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 次に、今、詳しく説明いただきましたので、時間もありませんので、三重県の森林林業人材育成機関であるみえ森林アカデミーの未来についてお伺いしたいと思います。

県では森林、林業、木材利用等に関する十分な知識や技術を有するプロ人材の育成を行うため、主に既就業者を対象とする、みえ森林・林業アカデミーを開設して、昨年度から本格開講されました。

知事肝煎りのようでしたがございましたけれども、その初年度の受講者は、定員25名に対し30名と定員を超える受講者を迎えられたということで、順調なスタートを切られたのかなと思います。

今後は、一層この森林整備に進めていく上で、人材の育成は大変重要であると思っています。現在、県議会では、皆さん参加いただいています、我が会派の田中祐治座長をはじめ、県産材の利用促進に向けた条例の検討を進めていただいているところでございまして、県民の皆さんに、森林の大切さや、県産材の利用の意義についてより理解を深めていただくための森林環境教育や木育についても、今後一層力を入れていかなければならないと思っています。

さらに、昨年度は、知事の政策集で示された新たな森林環境教育のアプローチとして、子どもたちの健全な心身の育成と森林、林業に関する職業意識の醸成を図る自然環境キャンプにも取り組んでおられます。しかし、これらの取組は、それぞれがすごいんですけども、ばらばら感がありまして、連携の取れた連続性のある人材育成には至っていないにも感じますし、私は前々からそれをみえ森林・林業アカデミーに統合させて、一元的な取組を推進してはどうかと度々申し上げてきました。先般、県としても同様の考えの下、統一的な育成ビジョンに基づいて、子どもから大人までの一気通貫した人材育成を行う予定であることも、6月常任委員会で報告されたとお聞きしました。

そこで、お伺いしたいんですけども、現在、子どもから大人まで対象に

した森林環境教育・木育のビジョンを策定中ということでございますけれども、これらを踏まえ、今後、みえ森林・林業アカデミーをどのように進化させていこうと考えているのかを、知事にお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 森林環境教育・木育のビジョンを踏まえ、今後、みえ森林・林業アカデミーをどのように進化させていくのかということでございます。

県土の約6割を占める森林は、災害防止機能等を通じて、私たちの命や暮らしを守るとともに、多様な生き物の大切な命を育ててきました。

また、私たちは木材という再生可能な資源を古くから暮らしの中に巧みに取り入れながら、木の文化を育ててきました。しかし、今、気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化やライフスタイルの変化による人と森林の関係の希薄化などを背景に、これまで当たり前と考えてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされる中で、SDGsの目標達成や脱炭素社会の実現などに向けて、改めて森林や木材と私たちの関係を見詰め直す時期に来ていると考えています。このため、これまで取り組んできた森林環境教育や、木育を次のステージへと発展し、森林や木材と私たちの関係をよりよいものにしていくための新たなビジョンの策定を進めているところです。

このビジョンでは、森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向けた教育、森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、自ら考え、判断して、行動する力を育む森林教育を基本的な考え方として整理したところです。

この考え方に基づき、県では森林教育に気軽にアクセスできる機会の創出など森林教育の裾野の拡大や、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築、森林をフィールドとした体験機会の拡大など、主体的・対話的で深い学びの充実、さらにはそれらを支える指導者の養成に取り組むこととしています。

こうした取組をより戦略的・総合的に行っていくため、これまで体系化されていなかった林業の人材育成や森林教育、研究や普及といった機能を一元

化し、みえ森林・林業アカデミーに集約させることで、森林教育の体系化を推進しつつ、子どもから大人まで一貫した人材育成を展開する新たな体制へと進化させていきたいと考えています。

さらに、今年度から、航空レーザ測量やICTなどのスマート技術を有効に活用できるデジタル人材の育成に向けて、新たなアカデミーの拠点施設の整備に着手しているところであり、こうした施設面での強化も併せて、森林教育に参加する子どもから林業のプロフェッショナルまで、幅広い人材育成を進めてまいります。今後、新たなみえ森林・林業アカデミーによる人材育成や森林教育を通じて、森林や木材と私たちの関係性がより緊密なものとなり、私たちが直面する様々な課題に主体的に対応できる人材を輩出していくことで、森林と私たちの暮らしや経済が共に持続可能で豊かな社会を実現してまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） 一貫した教育体系、次のステージへということで体制の見直しなどのお話がありました。そういったことを期待したいと思いますし、その方向で進めていただきたいと思います。それらの取組の継続が最終的には、この森林経営管理制度の円滑な運用とか、それから、また三重県の林業の発展につながるものと信じておりますし、今後も、市長や関係団体とも情報共有を図り、連携しながら丁寧に進めていただくようお願いしまして、最後の質問に移りたいと思います。

次でございますけれども、地域における重層的支援体制の整備についてさせていただきます。

本県では、昨年度、私も常任委員会に関わっておりますけれども、地域福祉支援計画を策定し、今年度から同計画の推進に取り組まれているところでございます。

また、国においては、この6月に地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法が可決、成立しております。この改正は、地域福祉の推進において、大変重要な改正となっておりますが、このコロナ禍において、報道などでもあま

り大きく取り上げられなかった。その内容について、御存じでない方もひょっとしたらお見えかなと思って、さきに改正のポイントについて御紹介したいと思います。

パネルを見てください。（パネルを示す）

我が国の社会福祉制度については、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者対策など、属性別や対象者のリスク別に制度が発展し、それぞれの分野で専門的支援が提供されることで、量的な拡大と質的な発展を実現してきました。

一方で、ひきこもりなどの社会的孤立や、ダブルケア、8050問題など、個人や世帯が抱える生きづらさや、リスクが複雑・多様化したケースには、各制度の下での、縦割りとか、制度のはざまに陥りまして、支援の実践に苦慮しているという課題があります。

そこで、今回の法改正において、この図のような重層的な支援体制の整備が求められているところでございます。

この体制では、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、行政が包括的に相談を受け止める。ここ、これまでもありましたけれども、包括に相談を受け止め、次に、この広いところ、見ていただければと思いますけれども、外国人や若者、保健・福祉など、各分野の多機関が縦割りを超えて連携して、計画を作成し支援に当たれるようになります。さらに、長期にわたり、ひきこもり状態にある方には、こちら左上になりますけれども、アウトリーチ等を通じた継続した支援や、こちらのほうにありますけれども、地域づくり事業を通じた住民同士が支え合う関係性を育むことで、社会的孤立の発生、深刻化の防止を図ることができます。

この重層的な支援体制の整備は、市町村が主体的に取り組むものであり、令和3年4月以降に手挙げ方式で順次取り組まれていることから地域格差が生じるおそれがあります。

そこで、重層的な支援体制の整備は、地域共生社会の実現を図る上で大変重要であると考えますが、県内市町における取組の見通しと県の支援について

てお聞きしたいと思います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 地域における重層的支援体制の整備、その整備の見通し、県の支援についてお答えいたします。

令和2年6月に成立した改正社会福祉法に基づき、地域共生社会づくりを本格的に実施していくため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金の特例貸付申請の8月末での累計件数は、本県において前年度に比べ約140倍となっており、重層的な支援体制の必要性はより高まっております。

こうした中、昨年度、生きづらさを抱える方を支援の対象とする三重県地域福祉支援計画を策定いたしました。その策定プロセスにおいて、地域ごとに市町や社会福祉協議会と包括的な支援体制や生きづらさを抱える方への支援方策などについて、その方向性や課題等を意見交換し、その中でもしっかりと重層的な支援体制の構築を働きかけてきたところです。また、本計画に基づき、今年度は、体制の構築に必要となる市町の人材育成を支援するとともに、各市町を訪問し、改めて体制整備の働きかけを行っています。

法の施行日となる来年4月から、重層的支援体制整備事業を実施できると見込める県内の市町は、現時点では8市町にとどまっております。

今後、実施は未定としている市町に対して、既に準備を始めている市町等の取組状況を共有するとともに、引き続き人材育成を支援することで、多くの市町での早期実施を促進してまいります。

〔46番 青木謙順議員登壇〕

○46番（青木謙順） るる説明をいただきました。

パネルが一つ残っておって、そこで再質問を幾つかしようと思っていたんですけど、ちょっと限界がございますので、要望としておきたいと思うんですが、この重層的支援体制の概要、市町や関係機関との意見交換、それから連絡会議の状況もあるということでございますけれども、内容について、2点ほどちょっとお願いしたいんですけれども、まず、重層的支援体制におい

ては、その入り口となる包括的相談支援体制を各県内各地域で構築することが急務であると思っています。

包括的相談支援は、内容にかかわらず相談を受け止め、相談者が抱える複雑な課題を整理して、必要な福祉サービスにつなげるものですが、特に、ひきこもり状態の方には、アウトリーチの取組が重要だと思います。

ちょっと、せっかくなので、最後にパネルを見てください。（パネルを示す）ひきこもり状態の方は、制度のはざまに陥りやすく、自ら相談機関に行くことが困難な状態にあり、支援が遅れることによって、自立に向けた取組が一層難しくなるおそれがあるためです。これ、一つの事例として、こういったパネルを作りました。

昨年度策定した三重県地域福祉支援計画では、みんな広く包み込む地域社会三重を基本理念に、福祉が従来から対象としてきた高齢者、それからまた、障がい者、生活困窮者にひきこもり状態にある方や自殺に追い込まれそうな方なども含めて、誰一人取り残さない、いわゆる包括的な支援体制づくりを進めるとしておりまして、市町等の取組を支援することとされています。

また、入り口はあれですけども、出口のほうですけども、出口支援についても、ひきこもり状態の方については、長年、社会活動から離れてしまっていますので、直ちに一般就労に向かうことが困難な状態にありまして、社会生活に復帰するためには、住民との関わりの中で、段階的に社会復帰していく居場所づくりが、他県の事例からも有効であると思います。

入り口対策、そして出口対策とも、市町の支援をしっかりとさせていただくことが重要だと思いますので、市町の意見を丁寧に聞き取っていただいて、そしてきめ細やかな支援をいただくように要望したいと思います。

さて、この内容につきましては、後々一般質問でも、リレー式でさせていただくと期待しておりますので、関係の方もできましたら、私、ちょっと時間不足でございましたので、ぜひとも重層的な形でお願いしたいと思っています。

さて、今日は、主要駅周辺空間の活用、それから農林業、そして地域福祉

と、県民の身近な生活に関わる質問を中心に、大きく3本柱でお伺いいたしました。

冒頭にも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、社会は大きく変化しましたが、これほど誰もが生活様式を考えたことはなかったのではないかと思います。

一刻も早い新型コロナウイルス感染症の収束と経済の復興、そして県民の皆さんの日常が戻ることを祈念いたしまして、お昼前ということで、少し残しながら、私は一般質問を終結いたします。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。34番 長田隆尚議員。

〔34番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○34番（長田隆尚） 草莽、亀山市選出の長田でございます。一般質問のほう、ただいまから始めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、リニア中央新幹線の全線開業に向けてということで、質問させていただきます。

令和2年度、三重県経営方針では、三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会の実現に向けて、四つの柱に沿った取組に注力していきますとあり、注力する取組として、命、安全・安心を大切にする三重、包容力、多様性、持続可能性を大切にする三重、未来への希望、挑戦を大切にする三重、三重とこわか国体・三重とこわか大会を成功させる三重の四つが示されています。

そして、その3番目の未来への希望、挑戦を大切にする三重の中の交通・インフラ整備に、リニア中央新幹線の令和9年、2027年、東京―名古屋間開業及び一日も早い全線開業に向けた取組を沿線都府県と連携して進めます。

また、名古屋―大阪間の環境アセスメントを目前に控えた重要な時期にあることから、JR東海との連携をさらに密にし、必要な情報の収集・整理等を進めるとともに、県民の皆さんのリニア事業に対する理解や協力を得られるよう、高校生等を対象としたシンポジウムの開催など効果的な啓発活動を行い、機運醸成を図りますとあります。

そんな中、皆さんも御存じのように、東京―名古屋間の約286キロメートル内のうち、静岡県内の南アルプストンネル静岡工区の約9キロメートルにつきましては、JR東海と静岡県に国土交通省が加わって協議が始まっていますが、去る6月26日のJR東海の金子社長と静岡県の川勝知事とのトップ会談を経てもいまだ決着がつかず、着工できない状態であり、2027年東京―名古屋間の開業も危ぶまれてきています。

当日のぶら下がり会見では、知事は、引き続きJR東海と静岡県の議論を注視していきたい。今回で工事を認めるとか、駄目だとか結論が出たというよりは、今後の論点を示されたと感じている。我々としては早期開業をお願いしてきた。早期開業に資する議論や取組が出ていくことを期待するとコメントされています。

そこで、リニア中央新幹線の現在の状況についてどのような認識であり、令和9年、2027年の名古屋―大阪間着工に向けて、今後どのように進めていけるのか、知事の思いをお伺いしたいと思います。

あわせて、その一方で、去る7月14日に開催されたリニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会総会では、2037年の東京－大阪間全線開業を目指して、三重県中間駅の候補地選定に向けた作業に着手するというような方針が示されましたけれども、今後、この三重県駅の位置決定に向け、具体的にどのような工程観で進めていく方針であるのかについても、併せてお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問いただきました。東京－名古屋間の話、名古屋－大阪間の話、それから、三重県駅の位置決定に向けての進め方、順次、答弁したいと思います。

リニア中央新幹線の東京－名古屋間では、工事实施計画に基づき着実に工事が進められていますが、南アルプストネル静岡工区については今もなお未着工であることから、現在、国の有識者会議などの場において、課題解決に向けた協議が続けられています。

こうした中、J R東海は社長会見で、東京－名古屋間の2027年開業は難しく、全線開業時期についても影響が出るとの懸念を示されており、私としても非常に憂慮しているところであります。本県としましては、こうした動向について引き続き注視するとともに、沿線都府県等とも連携し、情報収集に努めています。

一方、こうした状況にあるものの、名古屋－大阪間については、2037年の開業に向けて可能な取組を早い段階から全力で進めていきたいと考えています。

東京－名古屋間のこれまでの経緯を踏まえると、名古屋以西では2023年頃に環境アセスメントの着手が見込まれ、その最初の手続である配慮書の中で、現在20キロメートル幅で示されているルート幅が3キロメートル幅に絞られるとともに、直径5キロメートルの範囲円の概略駅位置が示されることになります。

この環境アセスメントをはじめ、事業の円滑な実施に向け、J R東海の名

古屋以西準備担当部門と連携を密に、公共事業に関する地質データ等の情報提供を行うなど、必要な準備作業を進めています。

加えて、今後の名古屋－大阪間の取組に生かしていくため、リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議において、各県市が取組を進める上で生じた課題や、事前に進めておくことが有効な手続などの情報を継続的に共有させていただいております。

さらに、名古屋までの状況のいかんにかかわらず、2037年の全線開業が確実なものとなるよう、三重・奈良・大阪リニア中央新幹線建設促進会議を通じ、三府県がしっかりと連携を図りながら、J R東海や国に対し、強力に働きかけや提案を行っていきたいと考えています。

概略駅位置の確定に当たって、東京－名古屋間では、環境アセスメントの配慮書が公表される前の年までに、各県の同盟会総会の決議で具体的な駅位置を明記し、J R東海に要望を行っています。

県同盟会としても、今後、環境アセスメントの着手時期に合わせ、具体的な駅位置候補を示していく必要があることから、今年7月に開催しました県同盟会総会において、私から会員である各市町の首長の皆様に対し、駅位置に関する提案をお願いしたところであります。

今後は、各市町の首長の皆様と県同盟会において駅位置候補の検討を重ねてまいります。また、来年度には、有識者に候補地における地域特性や移動時間短縮に伴う効果などについて御意見を伺いながら、2022年頃の県同盟会総会で、駅位置候補に係る決議を行い、J R東海への要望につなげていきたいと考えています。

リニア中央新幹線の全線開業や県内駅設置により、人やものの交流が促進され、絶大な経済波及効果もたらされることは、空港や新幹線の駅がない本県にとって飛躍的な発展を遂げる千載一遇のチャンスであると捉えています。

我々の長年の悲願である県内駅位置の早期確定や、一日も早い全線開業の実現に向け、今まさに新たなステージに入ったところです。今後は、市町や

経済団体など県同盟会の皆様とともに、さらにギアを上げ、オール三重でしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 2022年の総会を目指して決めていただくというような方向性を示していただきましたので、ぜひとも静岡にかかわらず、2022年には決めていただきまして、2037年に向けて邁進できるような形でよろしく願いしたいと思っております。

また、先ほど、二県一市の会議であったり、いろんな会議で検討されているというお話もございました。ちょうど先頃、岐阜県の御嵩町でリニア工事に関する残土処理の受入れを拒否したというニュースも流れてきております。

今後、本県においても、リニア事業を円滑に推進していくには、様々な課題について前もってしっかりとした検討、調整を進めるとともに、県民の理解、協力を得ることが不可欠であるというふうに思っております。ぜひとも、国、関係府県市と連携を密にして、環境アセスメントや工事がスムーズに進捗するよう、準備を進めていただきたいというふうに思います。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、シンポジウムなどで人を集めた啓発事業の実施は難しいということですが、今後に向けてネットの活用など、効果的な啓発方法を検討していただいて、機運醸成にも取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

さて、先ほど、令和2年度の三重県経営方針の注力する取組の中の、未来への希望、挑戦を大切にする三重に触れさせていただきましたが、そこにはみえ県民カビジョン・第三次行動計画と一体的に策定した第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、活力ある働き場づくり、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力ある地域づくりの四つの対策により、人口の減少に係る課題に多角的にアプローチし、地域の自立のかつ持続的な活性化の実現に向けた取組を進めますというふうにも書かれております。

去る8月3日、第8回三重県地方創生会議が開催されました。その中で、

令和2年度三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略検証レポートについて、コロナがもたらす新たな日常における地方創生の取組方向について、地方創生におけるSDGsの推進についての三つが議論されました。その検証レポートについての検証部会からの意見としては、次のような意見があったというふうに報告されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、過度な一極集中の弊害が露呈したことは、むしろ地方創生にとっての大きなチャンスと捉えることもできる。この機会に三重県の地方創生において、どのように戦略を再構築するかが今後の課題となり得る。

また、ウィズコロナ世代の若者たちは、地方に住みながら、オンラインを活用して東京の企業で働くというスタイルも視野に入れたキャリアプランニングを行っている。二地域居住や職住分離も可能となる中、住む、働く、学ぶ場所が同一地域内で完結している定住から、住む、働く、学ぶ場所の一つとして三重県を選ぶ選住へ、というふうの発想の転換も必要ではないかというような意見です。

そして、コロナがもたらす新たな日常における地方創生の取組方向については、次の四つの指標から分析がなされています。

まず、お手元の資料のこの図ですけれども、（パネルを示す）新型コロナウイルスの感染状況について示したもので、2020年5月12日現在と資料は少し古いものですが、人口10万人当たりの死亡率は、大都市圏よりも地方圏のほうが低いことが示されています。

（パネルを示す）次に、この図は、全国におけるテレワークの変化を示したのですが、3月に比べて4月は約2.1倍と大幅に増加したことが分かります。

そして、この図は、（パネルを示す）上が、国内で在宅勤務が一般的となった場合の社会現象として起こり得ると思うことを複数回答で行った結果で、上位の三つは、副業する人が増える、地方に住む人が増える、共働き夫婦が増えるというふうになっています。

一方、下は、20代のU・Iターンや地方での転職希望の状況を示したもので、2月に比べて4月頃は地方での転職希望者が14.3ポイント増えており、その理由として多い順に、地元に戻りたいから、都市部で働くことにリスクを感じたから、地元で貢献する仕事をしたいと思ったから、テレワークで場所を選ばず仕事ができると分かったからというふうになっています。

そして、これらの分析を踏まえまして、第3図の一番下のところに書いてありますが、東京一極集中から多極分散型社会へ移っていき、今後は、次の第4図を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）これから求められる地方と東京の役割については、個人のライフスタイルやライフステージに応じた行き来ができ、地方では、誰もが住みたい地域に住み続けられる社会づくりが、そして東京では、世界で戦える都市づくりが必要とされてくるというふうにされております。

ちょうど一昨年的一般質問と昨年の代表質問で、スーパー・メガリージョン構想に触れさせていただきましたが、その中には、リニア中央新幹線による劇的な時間短縮がもたらすインパクトについて次のように書かれておりました。

図5が、それに当たります。（パネルを示す）

まず、フェース・ツー・フェースコミュニケーションが生み出す新たなイノベーション。

近年のデジタル技術の普及によって、人と人のコミュニケーションは、より気軽に、より簡単に行えるようになったが、大量の情報があふれる環境にあるからこそ、相手との信頼関係が必要とされる場面等においては、これまで以上に、両者が相互に作用し合うヒューマン・インタラクションが最大限で発揮されるような、フェース・ツー・フェースによるコミュニケーションがより重要視されていく。

このような中、リニア中央新幹線の開通によりもたらされる移動時間の劇的短縮は、こうしたフェース・ツー・フェースコミュニケーションの機会を増加させるとともに、人と人の信頼形成や、価値をつくるための試行錯

誤等に必要な交流時間の拡大につながることを期待される。

2番目、時間と場所から解放による新たなビジネススタイル、ライフスタイル。

リニア中央新幹線の開通がもたらす移動時間の劇的な短縮は、AI、IoT化等の進展と相まって、これまでの働き方や暮らし方を制約する要因であった時間と場所から人々を解放し、多様な選択肢をもたらすことで、各世代のビジネススタイルやライフスタイルに変化をもたらすことが期待される。

例えば、単身赴任のように家族が異なる地域で働き、暮らすようなケースにおいても、リニア中央新幹線による通勤によって、家族と一緒に暮らせるようになることが新たな選択肢の一つとなるなど、男女問わず労働に参画し、子育てとともに両立しやすい環境が生まれる可能性がある。

そして、これまで大都市部と地方部に離れて暮らしていた親世代、子世代、孫世代が、リニア中央新幹線を通じて往来が容易になることで、お互いに助け合いながら暮らす近居的な関係を築く可能性も期待されています。

3番目、海外からの人や投資の積極的な呼び込み。

海外企業は、日本に対して研究・開発拠点としての魅力を感じており、国内の各研究拠点が先進的な研究開発を進めることにより、個性を磨き、拠点性を高め、さらにリニア中央新幹線をはじめとする高速交通ネットワークがつながることで、国内、海外から新たなビジネスを求める人々が集まり、連携するナレッジ・リンクが形成される可能性があります。

また、近年は、観光が日本経済を牽引する主要産業に成長しつつあり、訪日外国人旅行者の地方への来訪、滞在の拡大は、訪日外国人旅行消費額の増大につながることから、地域経済の活性化に資するものと考えられます。

リニア中央新幹線が開業し、全国的に広がる高速交通ネットワークとつながることで地方へのアクセスが改善され、在日外国人旅行者のゴールデンルートから地方への誘客がさらに促進されることが期待されます。

そして4番目、災害リスクへの対応です。

30年以内の発生確率が70%程度とされる首都直下地震、70から80%とされ

る南海トラフ地震の切迫や雨の降り方の局地化、激甚化、集中化に伴う風水害、土砂災害の頻発等が懸念される中、国民の命と暮らしを守ることが喫緊の課題となっている。三大都市圏は世界でも有数の人口集積地域であり、我が国の国民生活及び経済社会を支える大動脈として、これまで東海道新幹線が三大都市圏間の高速かつ安定的な旅客輸送を担ってきた。

リニア中央新幹線の開通は、その優れた速達性と地震発生時の安全性から、東海道新幹線とともに三大都市圏を結ぶ大動脈の二重系化をもたらし、東名、新東名高速道路をはじめとする高速道路等の道路ネットワークと有機的につながることで、国土の骨格に関わる高速交通ネットワークの重要性、代替性を強化し、持続的なヒト、モノの流れを確保することが期待される。

また、今後、首都直下地震や南海トラフ地震等による被害を最小化し、迅速な復旧・復興を可能にする観点から、東京圏に集中する人口及び企業の中核機能等の分散や、首都機能をはじめとする中核機能のバックアップ体制の整備等に寄与することが考えられるということでもあります。

コロナがもたらす新たな日常における地方創生の取組方向を考える中で、今こそ、このスーパー・メガリージョン構想のリニア中央新幹線による劇的な時間短縮がもたらすインパクトを意識し、リニア中央新幹線三重県駅開業をきっかけとした地方創生、三重県の将来像について示していくべき時期であると思いますけれども、地方三重の存在意義をどのように高め、どのように県の地方創生を進めていこうと考えてみえるのか、知事にお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） コロナ禍での、リニア中央新幹線三重県駅開業をきっかけとした県の地方創生についてであります。

地方創生の実現に向けて、本県では、第2期三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、日本経済を牽引してきた多彩な産業の集積や生産現場における高い技術力、豊かな自然と地域が誇る食材、伝統や文化など様々な資源や魅力を活用し、国内外から人や投資を呼び込むことを重視し、様々な

施策に取り組んでいるところです。

リニア中央新幹線は、こうした本県の地方創生を推進していく上で不可欠な基盤であり、新たなイノベーションの創出やビジネススタイル、ライフスタイルの変化、旅行に関する様々な消費拡大をもたらすものと考えています。

このような認識の下、私は当時の安倍総理に直接要望し、東京－大阪間全線開業の最大8年間の前倒しが実現されるなど、県内中間駅の位置の早期確定と、一日も早い全線開業の実現に向けて取り組んできたところであります。

今、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、本県の地方創生推進の重要な柱でもあるものづくり産業や観光産業が大きな打撃を受けており、早急に再生していく必要があります。一方、テレワークやリモートサービスが一気に進み、人々の意識や価値観が変化して、地方への関心が高まり、三重県の地方創生推進の好機となっています。

菅総理の下、我が国においても、デジタル社会の実現に向けた動きが加速していますが、デジタル社会であるからこそ、フェース・ツー・フェースのコミュニケーションを組み合わせ、異なる文化や知見を有する人々が直接出会い、イノベーションにつなげていくことが、今後、一層重要になってくると考えています。

そうした意味で、これを支え、後押しするリニア中央新幹線の全線開業と県内中間駅の設置は、本県の地方創生を実現する上で、一層重要性を増しているということができます。

リニア中央新幹線の全線開業と県内中間駅の設置は、本県が多様な人材が活発に行き交い、クリエイティブな交流を生む新しい知的な拠点となるとともに、新たな居住の選択肢を提供する地域として発展する契機ともなります。

本県としては、独自の伝統や文化、歴史をはじめとする豊かな資源をさらに磨き上げながら、リニア中央新幹線の整備効果を最大化するための広域交通ネットワークの在り方の検討を進めてまいります。

こうした取組を進めることで、国内外の様々な人から選ばれ、人々の交流が深まり、豊かに暮らすことができる、希望がかない、選ばれる三重づくり

を実現してまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 国の骨太の方針2020におきましては、新たな日常が実現される地方創生という項目があり、ここでは、新たな日常が実現される地方創生を推進していくため、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変えるとともに、観光や農林水産業といった地域が誇る資源を最大限活用して、強靱かつ自律的な地域経済を構築することにより、多核連携型の経済社会や国土の在り方を新たに具体化し、国、地方、さらに官民が協力してその実現を進めるというふうにしております。

ちょうど知事は、地方創生本部長として5月20日の全国知事会を受けて、過度な東京一極集中にはリスクがあるとして、地方創生臨時交付金の飛躍的な増額を強く要望され、6月4日の全国知事会を受けて、地方への人の流れを加速していくため、通信基盤、国土強靱化の推進をしてほしいというふうに提言をされています。

そこで、地方創生対策本部長である知事にお伺いしますが、地方創生の推進に当たり、多核連携型の構築に当たり、リニア中央新幹線全線開業の意義をどう考え、また、どう生かしていこうとお考えなのか、再度お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 全国知事会の地方創生対策本部長として、地方創生あるいは多核連携型の国づくりに、リニア中央新幹線全線開業をどう絡めていくかということでもあります。

東京をはじめとする都市部への過度な人口集中が進展した結果、地方部においては急激な人口減少が進んでいます。都市部への過度な一極集中は、国土強靱化を進めるに当たっての大きな課題であり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大が社会経済活動に与えた影響からも、そのリスクを減少、回避することの重要性が改めて認識されたところです。

私は、このような状況において、我が国の競争力を高めていくためには、都市部においては、世界で戦える都市として成長しながら、一極集中の是正に向けて地方への移住の後押しを行い、一方、地方部においては、地域資源を活用して住み続けられる社会をつくるなど、互いに連携、補完できる分散型国土を創出することが必要と考えています。

この考え方にに基づき、本年6月、本部長として提言を取りまとめ、国に要望しましたところ、直後の7月、骨太の方針において多核連携型の国づくりを進めることが盛り込まれました。

また、先ほど議員からも御紹介いただきました、国ではスーパー・メガリージョン構想、これを取りまとめたわけであります。人口減少に打ち勝ち、新たな成長を目指す、このスーパー・メガリージョン構想の実現は、都市部への一極集中の是正、さらには多核連携型の国づくりに寄与するものであります。

このことから、リニア中央新幹線の全線開業は、多核連携型の国づくり、地方創生のいずれにおいても不可欠であると考えております。このような認識の下、私は、全国知事会地方創生対策本部長として、リニア中央新幹線全線開業の早期実現に、引き続きしっかりと取り組んでいく決意です。

特に、私たち全国知事会が目指す、地方部と都市部が共に輝く地方創生の実現に向けて、リニア中央新幹線の間駅をはじめとした地方部においては、その効果の最大化に向け、都市部からの主要な機能や人の流れを受け入れられる体制をつくり、地域の活性化につなげていくことが必要ですので、全国知事会の地方創生の責任者として、先頭に立って全都道府県をリードしていきたいと考えています。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

先ほどの骨太の方針2020の、新たな日常が実現される地方創生には、東京一極集中型から多核連携型への国づくりへ、地方都市の活性化に向けた環境整備という項目があり、地域を支える高規格幹線道路、整備新幹線、リニア

中央新幹線等の人流・物流ネットワークの早期整備、活用や、感染症にも対応した地域公共交通サービスの持続可能性の確保を図り、二者択一ではない大都市圏と地方圏の関係の構築につなげていくというふうにも記載されています。

第9回の三重県の県民意識調査では、地域や社会の状況についての実感という質問の中で、実感をしていないと答えた層が2番目に多いのが、実は、道路や公共交通機関が整っているで、56.0%というふうになっています。

今年2月26日に、JR西日本から、2021年春には非電化区間の亀山ー加茂間で車載型IC改札機を導入し、関西本線全線でICカードICOCAの利用ができるようにすると発表がされましたが、名古屋ー大阪間のルート及び三重県駅位置が早く決定すれば、それだけ早く駅へのアクセス等の準備を進めることもでき、地域公共交通のサービスの持続可能性の確保もできますので、ぜひとも2023年頃のルート及び三重県駅位置発表を死守していただき、2027年の名古屋ー大阪間着工、そして、2037年の東京ー大阪間全線開業を目指していただくことをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、中小企業のほうに移りたいと思います。

まず、中小企業、小規模企業の振興についてお伺いしたいと思います。

三重県では、三重県中小企業・小規模企業振興条例を平成26年4月に施行し、三重県版経営向上計画の認定や人材育成・確保、事業承継への支援など、中小企業・小規模企業の振興に係る施策を総合的に推進してきました。

そんな中、令和2年3月、条例施行から5年が経過し、労働力不足や働き方改革、情報通信技術の進展、自然災害の頻発など、経済的、社会的環境の変化により企業を取り巻く環境に大きな変化が生じたことから、今後の企業を取り巻く新たな課題に的確に対応するため、条例の一部の改正が行われました。

三重県中小企業・小規模企業振興条例に基づき、地域の幅広い意見や提案を反映するために設けられたのが、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会で、地域の事情に応じた中小企業、小規模企業の振興を検討するために、

北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の五つの地域に分けて設置され、毎年1回各地域で開催されています。

私は、この5地区よりももう少し細分化するほうが望ましいと思いますが、以前のような県内外5000社アンケートであるとか1000社訪問よりは、このみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会のような形で、地元の生の声を聞いている商工会議所、商工会、金融機関、また、地区の労働団体の担当者などから意見を伺うことが、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会は非常に有意義だというふうに思っています。

今年は、8月26日から9月11日にかけて各地域で開催されました。今年の主題は、やはり新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業・小規模企業支援についてで、昨年までの、どちらかという大枠的な地域課題についてに比べまして、今年は傍聴させていただいて、非常に具体的で有意義な会議であったのではないかなというふうに感じました。

この会議には、廣田副知事も御参加いただいておりますが、廣田副知事はちょうど三重県中小企業・小規模企業振興条例が施行されたときの雇用経済部長であり、また、改正された三重県中小企業・小規模企業振興条例の施行直後の雇用経済部長事務取扱でもあり、まさに三重県中小企業・小規模企業振興条例とともに歩んでこられ、教育長時代を除いて、このみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会に御参加いただいておりますので、三重県中小企業・小規模企業振興条例、そして、この条例によって規定されたみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の在り方についてどう感想をお持ちなのか、また、今後どのように進めていけばいいとお思いになるのかについて、お伺いしたいというふうに思います。

〔廣田恵子副知事登壇〕

○副知事（廣田恵子） 三重県中小企業・小規模企業振興条例及びみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の感想、それから、今後の進め方についての御質問でございます。

県内企業数の99.8%、従業者数の88.3%を占める中小企業・小規模企業は、

本県の経済を牽引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与する重要な存在でございます。

こうした認識の下、平成26年4月に制定した三重県中小企業・小規模企業振興条例は、国に先駆けて小規模企業支援を明確化するとともに、中小企業、小規模企業の主体的な努力を規定するとともに、三重県版経営向上計画認定制度の創設や、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置を規定するなど、具体的な施策を明示していることを特徴としております。

条例に基づく具体的な支援策等をより多くの中小企業・小規模企業の皆様に知っていただくとともに、条例に基づく事業施策を活用いただくために、雇用経済部長のときには、商工会、商工会議所を訪問して、地域の中小企業の現場の方と意見交換を行ってまいりました。また、県内五つの地域に設置しているみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会は、地域の実情に応じた振興施策等について課題等を議論し、施策の向上に努めているところでございます。

協議会においては、毎年、条例に基づく振興施策の中で、開催時において事業者や支援者の方々にとって最も関心の高い項目に焦点を当てて議論をしているところでございます。

議員からも先ほど御紹介がございましたが、昨年度は、条例の制定から5年が経過し社会経済情勢が変化していることから、条例に基づく振興施策の全般的な検証を行い、協議会において議論をいただきました。この結果、ワーク・ライフ・バランスや健康づくりに配慮した働き方改革の促進、生産性向上を促進するための情報通信技術の導入やデータの利活用など、5項目の基本的施策を追加する条例改正につながりました。

今年度は新型コロナウイルス感染症への対応がテーマであり、各地域の実情について詳細な情報が共有されるとともに、県に対しましては、補助金は周知期間を十分取ることとか、対象者を拡大することなど、具体的な御提案を多数いただきました。大変、有意義な場となったというふうと考えております。

中小企業・小規模企業の実情、支援策の効果課題について生の声を聞き、条例に生かしていくことは大変大切なことであるというふうに考えております。条例の制定当初から、協議会の設置を盛り込んで、毎年、県と商工団体、支援機関、教育機関、市町が、地域の課題をしっかりと共有し、解決に向けて一丸となって取り組む仕組みを条例の中に規定したからであったのではないかと考えております。

条例の前文において、中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら、時代の変化に対応するという本県に根づく精神を持って、その機動性及び地域性を発揮するとされております。

今、新型コロナウイルス感染症により、中小企業・小規模企業が大きな構造変化に直面する中、条例が目指す姿を実現できるよう、県をはじめ関係機関は条例の基本理念にのっとり、協議会の場を有効に活用して一層の連携を図り、振興施策を着実に進めるとともに、新しい課題にも柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

ぜひとも、このみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会を今後とも参加いただきまして、現場の声を聞いていただいて、いろんな施策等に反映していただければなというふうに思います。

それでは、具体的にその新型コロナウイルス感染症等に係る中小企業・小規模企業の支援についてお伺いしたいと思います。

県が、中小企業・小規模企業向けの経済対策として示しているのは、次の九つになります。

資金繰り対策、資金支援、マスク・消毒液等の確保、感染拡大を阻止するための措置、販路開拓、新たなビジネスモデルへの挑戦、働き方改革、テレワークの推進、観光振興の取組、雇用の維持・確保への支援、県内産業の競争力強化、その他事業者等の支援です。その中で、まず、資金繰り対策、資

金支援についてお伺いしたいというふうに思います。

この図は、（パネルを示す）その中小企業金融対策事業をまとめたものになります。

この中の6図、上のほうを見ていただきたいんですけども、中小企業金融対策事業には、大きく分けて、三重県新型コロナウイルス感染症対策資金、セーフティネット資金、リフレッシュ資金の三つのメニューがあり、その中のセーフティネット資金に、さらに危機管理保証、保証4号、保証5号の3種類のメニューがあります。

これらは、融資対象基準や融資限度額等、一部基準は違いますが、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会等の意見を聞いておりますと、やはり皆さんが目指すのは、一定の要件を目指せば、当初3年間無利子になる三重県版新型コロナウイルス感染症対策資金であるとのことです。

そこで、それぞれのメニューの融資枠、現在、どれくらい融資が実行されているのか。また、融資枠が足りなくなった場合は補正予算等を通じてどのように計上してきたのかについて、お伺いしたいというふうに思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、新型コロナウイルス感染症関連の各融資制度の概要と今後の対応につきましてお答え申し上げます。

県におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模企業の資金繰りを支援するため、2月以降、融資制度の拡充、融資枠の拡大等、必要な対策を機動的に累次にわたり講じてまいりました。

8月補正予算成立後における新型コロナウイルス感染症関連資金の融資枠につきましては、新型コロナウイルス感染症対応資金が3000億円、セーフティネット資金のうち危機関連保証・保証4号が890億円、保証5号が110億円、リフレッシュ資金が12億円となっておりまして、総額で4012億円の融資枠を確保している状況でございます。

各資金の実績について、お答え申し上げます。

9月24日時点でございますが、新型コロナウイルス感染症対応資金が1万

3093件、2134億8781万円、セーフティネット資金のうち危機関連保証が1027件、406億2825万円、保証4号が698件、253億4665万円、保証5号が178件、71億1770万円、リフレッシュ資金が19件、3億3700万円となっております。合計で1万5015件、2869億1741万円が、三重県信用保証協会において保証承諾されてございます。

このように、県の融資制度につきましては、事業継続のための運転資金として、多くの事業者において役立てられているものと認識してございます。

6月のピーク時には、300件を超える日もございました。保証申込みにつきましても、9月に入り1日80件程度で推移してございまして、現在、中小企業、小規模企業の資金需要は比較的落ち着いているものというふうに認識しておるところでございます。

県といたしましては、これらの制度の取扱いが終了する令和3年1月末まで十分な融資枠を確保できているものと考えてございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大のさらなる長期化等の影響によりまして、中小企業・小規模企業の資金繰りがより一層厳しくなり、大幅な資金需要の増加が見込まれるような場合におきましては、適時適切に融資枠の拡大など必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

中小企業金融対策事業につきましては、先ほどお答えにありましたように、需要に沿ったような形の中で、今後ともできる限り続けていただきたいというふうに思います。

次に、三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金についてお伺いします。

先ほどと同じグラフですけれども、（パネルを示す）これの下のほうが、図7がそれをまとめたもので、大きく分けてこの三つが存在しております。

そのうち、三重県版経営向上計画連携型の補助金につきましては、3月の1号補正以来3回予算が増額され、予算の総額は11億7859万5000円となって

います。

これまで補助金の募集を第3回まで実施してきておりますけれども、5地区で開催されているみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会での意見を聞いておりますと、おのおの地域課題が異なっているというふうに感じました。

そこで、みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会設置地区別に、応募状況、採択率はどうかであったのか。また、第2回目は、第1回に対象でなかった操業1年未満の中小企業、小規模企業を対象に加える等の拡充はされていますが、例えば、応募されなかったケースについては、再びチャレンジしたケースが採択されるような事業計画の指導等を行っているのかについても、併せて伺いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） それでは、新型コロナ危機対応補助金につきまして、審査基準等、地域別の採択状況、採択事業者の支援についてお答え申し上げます。

三重県版経営向上計画連携型の補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の維持・向上に支障を来している中小企業・小規模企業が、三重県版経営向上計画に基づいて販路拡大や生産性向上などに取り組むことを支援するため創設したものでございます。公益財団法人三重県産業支援センターにおいて、事業実施をしているところでございます。

審査に当たりましては、形式審査を行うとともに、申請のあった事業計画の内容につきまして、必要性、目的性、実現可能性、有効性及び合理性の観点から審査を行っております。具体的には、対応すべき課題が生じているか、経営向上を図るために適切な取組であるか、また、事業計画は具体的であるかといった観点や、費用対効果及び事業積算の観点からも審査を行っております。

これまで、第1回から第3回までの合計2767件の申請がございまして、そのうち1626件の交付決定が行われてございます。

地域別の応募状況と採択率についてお答え申し上げます。

北勢地域は、申請805件に対しまして採択418件、採択率51.9%、中南勢地域は、申請837件、採択465件、採択率55.6%、伊勢志摩地域は、申請830件、採択542件、採択率65.3%、伊賀地域は、申請151件、採択102件、採択率67.5%、そして、東紀州地域は、申請144件、採択99件、採択率68.8%となっております。

これまでの補助金で不採択となった事業者に対しましては、商工会や商工会議所などを通じまして、三重県版経営向上計画や補助金の事業計画のブラッシュアップが行われてございました。その結果、一度は不採択となったものの次回の補助金に再チャレンジをし、多くの事業者が採択されています。

なお、第3回目の補助金の不採択になった事業者におかれましても、三重県版経営向上計画の認定後、計画を実行するに当たりまして、専門家派遣や低利の県融資制度などの支援策を活用することが可能となっております。

県といたしましては、引き続き、商工会、商工会議所などの支援機関と連携をいたしまして、事業者の計画の実現に向けたフォローアップを進めてまいりたいと考えております。

[34番 長田隆尚議員登壇]

○34番（長田隆尚） 今の答弁を聞いておりますと、大体、採択率が50から70%ぐらいであるということでもございました。逆を返せば、半分から3分の1の方が落ちておるといってございますので、ぜひともそのような形の方につきましては、頑張って経営向上計画を立てたわけでございますので、不十分な点はまたサポートしていただいて、応募した企業の経営が向上するようなお手伝いをいただくとともに、ステップアップした経営向上計画には改めて支援の手を差し伸べていただくようお願いしたいと思います。

また一方で、先ほどのみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の声を聞いていますと、最初に影響が出たのが、やはり観光業界、飲食業界、そして、それに伴う関連産業、例えば養殖漁業会等であったが、最近では徐々に建設業界で持続化給付金の申請が増えており、次は建設業界ではないかというような声もたくさん見受けられました。理由としては、景気不安からの新規住

宅意欲の低下や、先行き不安からくる設備投資意欲の低下が主な原因ではないかということです。

また、中期的に見ますと、リーマンショック後の平成21年には、公共事業は平成20年よりも多く発注されたものの、年間としては民間が冷え込んだため建設投資額が減ってしまったということであったようですが、建設業界への影響について最小限にとどめるために、県は今後どのようにされていく予定なのか、お伺いしたいと思います。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 建設業への影響を最小限にとどめるための取組について、お答えさせていただきます。

地域の建設業は、県民生活に必要な不可欠な社会資本の整備、維持修繕はもとより、災害時における安全・安心や雇用の確保など重要な役割を担っております。

県としては、本年3月に策定しました第三次三重県建設産業活性化プランに基づき、建設業が地域の守り手として未来に存続するよう、適正な利潤の確保や安定経営の取組など、建設業の活性化に向けた取組をコロナ禍においても着実に進めていきたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ景気の下支えに万全を期すため、感染防止対策を徹底しつつ、県土整備部の上半期公共事業予算契約率の目標を前年度と同様65%とし、公共事業の早期執行に努めているところでございます。

8月末における契約率は既に63%となっており、前年度の49%を大きく上回っております。引き続き、債務負担行為の活用などにより、切れ目ない事業執行に努めてまいります。

公共事業については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用することにより、予算を確保し、国土強靱化対策に集中的に取り組んでいるところでございます。

3か年緊急対策は、今年度が最終年度となっているものの、対策が必要な

箇所はいまだ多数存在しております。近年、激甚化・頻発化する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生している状況を踏まえると、コロナ禍においても、県民の皆様の安全・安心を確保するための対策は、強力かつ継続して取り組んでいかなければなりません。

このことから、県としては、防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充をあらゆる機会を通じて国に強く求めており、県土整備部としても、国土強靱化対策に必要な予算をはじめとした公共事業予算が、次年度以降もしっかり確保できるよう努めてまいります。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

それでは、最後に、ウィズコロナ下における中小企業・小規模企業の支援についてお伺いしたいと思います。

8月31日をもって新型コロナウイルス緊急警戒宣言が解除されました。今後は、“命”と“経済”の両立をめざすみえモデルの下で、中小企業・小規模企業対策が行われていくということになると思います。

現在がどのステージに当たるのかは非常に難しいところですが、地域経済の再生と進化には、資金繰り対策、資金支援として、中小企業経営の体力の強化等が掲げられています。

今後、ウィズコロナ下におきまして、中小企業が今の資金繰り対策だけでなく、自分自体の経営能力を高めていくに当たって今後どのように進めていけるおつもりなのか、雇用経済部長にお願いしたいと思います。

〔島上聖司雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（島上聖司） お答え申し上げます。

今、議員御指摘の点につきましては、みえモデルにも記載されてございまして、それについての具体的な取組について申し上げたいと思っております。

みえモデルにおきましては、官民が一体となって地域経済の核となる中小企業の財務基盤の強化、経営改善を支援することといたしております。

今後、景気回復の遅れに伴う収益の悪化等によりまして、財務基盤の脆弱

化が懸念されておりますことから、国においては、既に政府系金融機関における資本性劣後ローンや、株式会社地域経済活性化支援機構 R E V I C によるファンド等の資本支援が強化されているところでございます。

他方、県におきましても、中小企業の資本力強化を支援いたしまして、財務改善、業績回復につなげるための二つの取組を行っておるところでございます。

一つ目の取組でございます。

財務内容が悪化した地域の核となる中小企業の財務基盤の健全化を図ることで、事業の再生や成長軌道の回復につなげていくことを狙いといたしております。県内の民間金融機関や三重県信用保証協会等が新たなファンド創設を検討してございます。県といたしましても、この検討会に参加いたしまして、年度内を目途に創設できるよう取組を支援しているところであります。

二つ目の取組でございますけれども、このファンドの創設に合わせまして、中小企業の資本支援を実施する日本政策金融公庫などの政府系金融機関や、県内の民間金融機関、三重県信用保証協会、経営改善を支援する公益財団法人三重県産業支援センターなどの関係機関が連携をいたしまして、官民一体となった資本力強化を支援するためのプラットフォームの構築を進めているところでございます。

県といたしましては、これらの取組を通じまして、中小企業資本力強化を支援し、財務改善、業績回復につなげていきたいと考えてございます。

〔34番 長田隆尚議員登壇〕

○34番（長田隆尚） 経済の復興を進めるためには、当然、県民活動の活性化も不可欠であるというふうに思っております。

しかしながら、最近では新型コロナウイルスに対する感染の不安からか、シニア層が、買物であったり、観光であったり、外出するのが減少傾向にあります。じゃらんの宿泊旅行調査におきましても、宿泊旅行実施率は、シニア層が減っているという結果が報告されています。今後は、シニア層も安心して外出できるような、新型コロナウイルスに感染しにくい環境の整備に注力

していただきたいなというふうに思います。

また、売上げの増減にかかわらず、三重県版経営向上計画等の策定を行って前向きな計画を立てている企業につきましては、当然ながら、上限つきであつても一部でも構いませんので、安心して買物ができるような空間づくりに対する補助なんかも考えていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは最後に、CSF（豚熱）対策についてお伺いしたいと思います。

昨今、CSF（豚熱）対策につきましては、新型コロナウイルス感染症のニュースの影で少し埋もれた感がありますけれども、9月23日現在、累計2870頭で、そのうち205頭が陽性という形に及んでおります。

昨年につきましては、野生イノシシに対するワクチンの接種が稲刈り時期の前であったため、稲刈りに非常にいろんな問題が出たという話も聞いております。今年はちょうど今日からということでございますが、今後のCSF対策についてはどのような方向性の中で進めていくのか、最後に農林水産部長にお願いしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 野生イノシシのCSF対策についてということで、御答弁させていただきます。

本県におけるCSFの状況につきましては、飼養豚へのワクチン接種などもあり、養豚農場での新たな発生というのはございませんが、感染源の一つと考えられる野生イノシシのCSFへの感染が、北勢地域から伊賀地域、あるいは中南勢地域に拡大しております。

そのため、野生イノシシ対策として、経口ワクチンの散布による抗体付与により感染拡大を防止する対策と、感染源となるイノシシの頭数自体を減らす捕獲強化に取り組んでおります。

経口ワクチンにつきましては、北勢地域でこれまでに5回の散布を実施しております。その結果、本年6月時点での免疫獲得率は約26%まで増加しております。引き続き、国が目指す免疫獲得率60%に向けて、関係市町あ

るいは猟友会等と連携して、陽性イノシシが確認されている全地域を対象に、散布の時期や場所を工夫しながら、計画的かつ効果的に散布を実施していくこととしております。

また、捕獲につきましては、捕獲頭数の目標を設定し、新たに県独自の補助による、経口ワクチン散布エリア外での4月から6月の春期の捕獲強化事業の実施でありますとか、昨年度、北勢地域で制限していた狩猟について、今年度は感染拡大防止対策を講じた上で県内全域で可能とするなど、捕獲の強化に取り組んでいます。

今後は、野生イノシシのCSF陽性の確認状況や、稲作等の農業被害の実態も踏まえ、有害鳥獣捕獲の許可を行う市町や、捕獲を担う猟友会あるいは地元の皆さんと、地域の実情に合わせたワクチンの散布方法や散布時期などについて十分に調整を図りつつ、経口ワクチン散布と捕獲強化を両輪として、引き続き、高い危機意識を持って効果的な野生イノシシ対策を講じてまいります。

[34番 長田隆尚議員登壇]

○34番（長田隆尚） ありがとうございます。

本日は、三つの項目について質問させていただきました。最初がリニア、2番目がコロナ、3番目がコレラということでございますが、リニアにつきましては、早期の駅決定及び東京－大阪間全線開通、そして、コロナ、コレラにつきましては、早期の収束を祈念しながら、質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前2時10分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。50番 山本教和議員。

〔50番 山本教和議員登壇・拍手〕

○50番（山本教和） 早速、質問に入っていきたいと思います。

第1項目めは、東京一極集中の是正についてであります。

この問題は、今まで何度となく発言してまいりました。鈴木知事は、現在、全国知事会で地方創生対策本部長として大いに活躍されておりますが、私が全国都道府県議会議長会の会長当時、全国知事会の会長は京都府の山田知事でありました。山田知事の身内が三重県出身ということもあって、非常に議長会とチームワークがよかったのかなって、こんなことを感じておりました。また、時の総理に対してもずばずば物を言う、頼れる知事会長でありました。

私は、議長会の会長の当時ですね、総理官邸での地方6団体と総理や各閣僚との懇談会、また、総務省での地方制度調査会、自由民主党本部での聞き取り、また、経済3団体の一つであります経済同友会、ここでの発言、いろんな場面で、この東京一極集中についての発言をしてまいりました。

令和になって新総理が誕生し、新しい生活様式やテレワークに言及され、地方創生に力を入れていくということを発言されたのでございます。

戦後日本は、産業と人口を大都市圏に集積させたために、鎮守の森の神社も檀家のお寺も田舎に置いて、若い人は都会に集中してしまったということでもあります。2019年の人口移動報告では、地方から東京圏への転入超過は14万人に上っております。

盆暮れの里帰り、墓参りはまだ続いておりますけれども、コロナ禍で帰省しない人たちが、今年は多く見受けられたのであります。墓参りもリモートで、実家の家の管理も業者に頼むとなると、田舎はますます高齢化が進むこ

とが懸念されるのであります。

昭和30年代から昭和50年代、日本の歌謡曲は、田舎と都会を結ぶ応援歌でありました。ふるさとを思いながら都会に生きたのであります。そのふるさとも両親が亡くなり、帰るふるさがなくなり、疲弊、高齢化、人口減少が依然として続いているのであります。

国も、省庁の組織の一部地方移転が求められておりましたけれども、文化庁の一部を除いて、ほとんど進んでおりません。

そんな中で、先般、経済界から、東証一部の上場企業でありますパソナが本社機能の一部を淡路島に持っていくということが発表されたのであります。こういった民間の動きに、国はもっともっと後押しをすべきだ、と思っております。

首都東京であります、富士山が噴火し、その噴煙が積もるということも予想されておまして、直下型の地震が首都東京を襲うと警告されております。作家の小松左京が1973年に発表した「日本沈没」が現実のものになる、こんなふうにしておるところであります。いよいよ本腰を上げて、東京一極集中を是正していかなければなりません。

今年の春からのコロナ禍でテレワークが徐々に浸透し、ウェブ会議が開催され、ワーケーションで地方振興、地方を復活させようと、こういう動きが出てきたのであります。

このチャンスを活かして、若い人が地方に戻りたくするような、そんな地域づくりを進めていかなければなりません。

バブル華やかかなりし頃、伊豆の熱海、伊東、箱根、上越の湯沢等、リゾートマンションが林立し、大広間を持った旅館は企業の団体客で大いににぎわっておりました。

自分が学生の頃、初めて上越線に乗ったときのことであります。国境のトンネルを越えると、そこは雪国だった。トンネルまでは全く普通の平野でありましたけれども、トンネルを抜けた途端に一面の銀世界、川端康成の世界、越後湯沢でありました。ひなびた温泉町、駒子が出てきそうな、そんなまち

でありました。

しかし、バブルがはじけ、熱海、ここはその後復活もしてございましたけれども、伊東、箱根の企業の保養所は売却され、先ほど紹介した湯沢のマンション群は売り一色、今なおその後遺症が残っておりますのであります。

それが今、テレワーク、ワーケーションで息を吹き返すチャンスが到来した、こんなふうにも言われております。リゾートマンションを仕事場に変えるチャンスということであろうかと思えます。

三重県にはかつて、バレー構想がありました。シャープ誘致、液晶を中心としたクリスタルバレー、また、東芝や富士通等を中心とした半導体事業を応援していく、シリコンバレーであります。この計画は、それなりに地域振興に貢献もしたように思いますが、この二つの構想は終わったということでもあります。

もう一つのメディカルバレーでありますけれども、地味であります、平成14年の策定以来、医療、健康、福祉分野の産業育成と県民の健康を願って計画され、今に至っております。

今、新しい時代を迎え、ブラッシュアップさせながら、新たな計画をつくっていかねばなりません。

三重県内の住宅、空き家の割合が15.5%という数字が発表されております。この空き家を利用してもらいながら、新たな働き手を確保する、また、空きマンションを利用してワーケーションの充実を図り、定着してもらわなければなりません。

いろんなことを申し上げましたけれども、知事、東京一極集中の是正と、そういった観点から、全国知事会は、国に対してどのような提言を行っておるのか。また、三重県知事として、首都圏からどう移住したい方々に施策を提供していくのか、そういうことをお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 東京一極集中是正のこの絶好のチャンスの今、知事会本部長として、また三重県知事として、どう地方創生を進めていくのかという

ことでございます。

新型コロナウイルス感染症は、大都市部への過度な一極集中が我が国にとってリスクであることを顕在化させる一方で、テレワークやワーケーションなどの新しい働き方を国民の間に定着させ、仕事やサービスの提供を住んでいる場所の制約から解放することとなりました。こうした中、内閣府が本年6月に発表した調査では、地方への移住に関心を持つ首都圏の若者が増えているところです。

これを好機と捉え、今、大都市部への過度な一極集中の是正と多核連携型の国づくりを進め、本県に新たな人の流れを取り込んで、選ばれる三重県となるよう、地方創生の取組を加速させていく必要があると考えています。

私は、昨年9月、全国知事会の地方創生対策本部長に就任し、直ちに、第1期の地方創生の取組の成果と課題を踏まえ、これまでの量的な視点での施策に加え、住み慣れた地域や希望する地域で安心して豊かに暮らすという質的視点を重視した施策が必要であることを求めた緊急提言を取りまとめ、国へ提言・要望を行いました。

これに対し、当時の安倍総理からは、地方創生に日本の未来を託す旨などが表明され、国の第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略には、移住や企業移転等を一層促進するための移住支援金の要件緩和や地方拠点強化税制の拡充・延長をはじめ、提言の多くが盛り込まれました。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大した本年6月には、大都市部への過度な一極集中の是正のための中央省庁の地方移転の推進や研究機関・研修機関等の移転の推進などを内容とした地方創生の危機突破・加速化に向けた提言を取りまとめ、国に提言・要望を行いました。

この提言を踏まえ、国において7月に公表された骨太の方針2020や、まち・ひと・しごと基本方針2020においては、東京一極集中型から多核連携型への国づくりへの転換やリモートワーク推進等による地方への移住、定着の推進など、地方創生を推進していく方針・内容が示されたところです。

本県においては、第2期の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づ

き、企業誘致などによる雇用の創出や様々な情報発信による移住の促進、高等教育機関の魅力向上などをはじめとする施策を総動員して、本県の独自性、地域の魅力を高めることで、第2期総合戦略に掲げた、希望がかない、選ばれる三重の実現を進めていくこととしています。

また、ワーケーションの推進による関係人口の拡大やデジタルトランスフォーメーションを基軸としたスマート改革の実現などの取組を進めることで、コロナ後の新しい日常に適応し、感染拡大阻止と経済の両立を目指して、第三次行動計画に掲げた、三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会の実現に向け、再加速を図ってまいります。

先日、就任された菅総理は、日本の全ての地方を元気にしたいとお言葉がありました。ふるさとの原風景を政治の原点に持たれている方が総理になられたことで、国においても、今後、地方創生の取組が強力に推進されるものと期待しています。

私も引き続き、全国知事会地方創生対策本部長として、国に対し、防災・減災や国土強靱化、通信インフラの整備や医療・教育などの施策の充実を求め、大都市部への一極集中の是正、多核連携型の国づくりの実現を働きかけていくとともに、本県においても、第2期総合戦略を着実に進め、地方創生を実りあるものとしてまいります。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） 知事、ありがとうございました。

そんな中で、知事がよく言われるように、地域資源を活用しながら、若い人が三重県に来たくくなるような具体策というのは何だろうかかなということをお私、考えておるんですが、たくさんあるんでしょうけど、その中の1点、どういうものが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 若者の定着ということですので、先ほどの答弁の中で申し上げましたような、そしてまた議員も御質問の中でおっしゃっていただいたような、やはりデジタルを活用したリモートのこととか、ワーケー

ションの推進というのは、特に若い世代の人たちにフィットする、彼らの関心に合致する、そういうものが多いと思いますので、今、地方創生テレワーク交付金というのが新たに創設されるという報道などもありますから、まさに、全体として、地方創生において、それこそテレワークとかワーケーションとかが重要であるということだというふうに思っておりますので、そういうものを積極的に活用していきたいというふうに考えています。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

次に、進めさせていただきます。2番目です。新型コロナウイルス感染症対応についてであります。

もう午前中から午後一番にかけて、各議員からこの質問がありました。そんな中で、国は、この半年間、新型コロナウイルス感染症と闘ってまいったのでありますけれども、病原菌に対する直接の有効策がない中で、走りながら、専門家会議の方々の意見を聞いたり、関係機関の皆さんの提言、また、自治体のトップであります各知事の要望等に耳を傾けながら、今日まで対応してきた、こんなふうに理解いたしておるのでございます。

新しい政権が誕生し、新厚生労働大臣も積極的に感染防止に努めるということをお述べおられます。そんな中で、日本はこの春から、PCR検査が少ないというふうに言われ続けております。

このPCR検査でありますけれども、日本の検査能力は1日7万件、アメリカは50万件、英国は30万件に上ります。この差には理由があります。米国は、コロナ禍で、薬剤師が薬局などで検査することを認めておることでもありますし、英国は、個人が自宅で検体を採取することを認めたということでもあります。フランスも、個人が検査キットを買って医療機関に送付すれば結果が得られると、こういうようなことを聞いております。

新厚生労働大臣も、PCR検査より簡便な抗原検査のキットを1日20万件ぐらい用意する体制を整えたいということをおっしゃっておるのであります。

そんな中で、この9月24日、ソフトバンクグループの孫正義さんが、唾液

を使ったPCR検査、1回2000円で検査できるキットを開発したと発表しておりまして、NHKのニュースでもトップで報道されました。

これは主に企業、自治体向けだそうですけれども、この検査は、医師の診断を経ないため、格安になる一方で、陰性証明書は発行できないというようなことでございます。

今まで、PCR検査は費用がかかり、誰でもいつでもというわけにはいかないと国は言い続けてまいりましたけれども、直近の知事会でも、今のPCRの検査体制は不十分、こういうことを言われる知事もおられるわけでありませぬ。

そんな中で、医療従事者、老人施設、特にデイサービスの事業所に関わる方々に実施するのが非常に大事だというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

次に、感染症リスクにさらされている薬局経営に携わる方々への支援であります。

薬局は、医療機関と並んで、医療提供施設であります。また、薬局は、調剤応需義務があり、必要な薬は薬剤師法で患者に届けなければならないということでもあります。調剤の求めがあったら拒否できない。だから開局を続け、薬剤師は薬局でいつでも対応できる、そんな勤務をしてもらっているわけがあります。新型コロナウイルス感染症が蔓延している中でも、必要な薬は患者に届けなければなりません。

医師会、歯科医師会と並んで、三師会の一員として、日本の社会に大きな役割を果たす薬局に対し、県はさらなる支援をすべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後に、この項目で知事にお伺いするのでありますけれども、知事会として、国との間でどのような議論がされておるのか、何が問題になって、どう解決に結びつけていくのかということでもあります。

私は、個人的に言うことではありますが、知事に対して、強力な休業要請や地区を限定したある種のロックダウン、こういうことができるような

ものが知事に与えられていいのではないかと、こんなふうにも思っております。

それには、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が必要だということでもありますけれども、知事のお考えをお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） PCR検査と薬局のことについては部長が後に答弁いたしますが、最後におっしゃっていただきました、現場を一番把握している都道府県知事がしっかり権限を持ってということと特措法の改正などについて、考えを述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の発生状況や感染拡大の傾向は、まさに都市部と地方では大きく異なります。そういう意味でも、地域の関係団体と顔の見える関係があり、地域の実情を肌で感じている都道府県知事の判断が極めて重要であると考えています。

その中でも、まさに今議員もおっしゃっていただきましたが、緊急事態宣言の指定や解除においては、地域における感染状況等を考慮すべきであり、少なくとも、都道府県知事が一定関与できる仕組みが必要だというふうに考えています。

また、特措法においては、都道府県知事による事業者への休業要請が可能となっていますが、法律上は休業要請が可能であったとしても、実効性を担保するという観点からは、罰則規定などに加え、国による補償金的な協力金の制度化が求められるというふうに考えています。

また、三重県の経験でありますけれども、ゴールデンウィークのときですね、大型連休期間における感染拡大防止対策として、宿泊施設を通じて、利用者の皆様に宿泊の延期をお願いしたところでありますけれども、特措法による宿泊施設への休業要請、そのときはそういう宿泊の延期の要請ができない状況でありましたので、関係法令の適用など国との協議を重ね、みんなで知恵を絞り、宿泊施設の皆さんにも知恵を出していただいて、対応に苦慮しながら、宿泊予約延期協力金というのを三重県独自で創設するに至ったというようなことであります。

こういう権限、あるいは財源について、しっかり知事のほうにというようになことについては、全国知事会でも大変議論が出ているところでもありますので、引き続き、そういうあらゆる機会を捉えて要望していきたいというふうに考えております。

特措法については、さらにその権限、国と地方の権限だけでなく、特措法には偏見差別という文字が1文字も出てきません。ですので、そういうようなところについても併せて改正して、今回の教訓を基にやっていけるようにするというのが大事だと思っています。

なお、年内に制定を目指しています感染症対策条例（仮称）では、特措法に基づく要請ができない場合でも、事業者、県民の皆様、学校などに対して協力を求めることができるような根拠となる規定も検討していきたいというふうに考えております。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） PCR検査の数を増やすべきではないか、それから医療従事者、介護サービス事業者への検査を実施すべきではないか、それと、薬局薬剤師についての支援ということで、順次お答えさせていただきます。

まず、PCR検査の実施についてでございます。

本県におきましては、帰国者・接触者外来を設置しております医療機関等の医師が、PCR検査が必要と判断した場合に、速やかに検査を実施しているところでございます。

また、PCR検査を必要とする方に、幅広く迅速に検査を実施することができますよう、地域外来・検査センター、いわゆるPCR外来の整備を進め、現在は、県内で11か所のPCR外来が設置されているところでございます。

その他、PCR検査能力の増強を図りますため、県保健環境研究所にPCR検査機器を追加配備するとともに、より迅速な診断が可能となる抗原定量検査機器を新たに配備することとしております。

さらに、検査に協力いただきます医療機関に対しても、検査機器を追加配

備することで、行政検査協力医療機関を従来2か所から4か所としたところでございまして、今後さらに拡充をいたしまして、10医療機関とすることを予定しております。

さらに、今後の季節性インフルエンザとの流行時期の関係でございしますが、そういったことに向けまして、季節性インフルエンザ流行時期には、新型コロナウイルス感染症との判別が困難な患者さんの増加が予想されますことから、三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会の専門家の意見も聞きながら、医師会等と連携いたしまして、従来とは違う形で、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で診療・検査を受けることができる体制整備に向けて、現在、取り組んでいるところでございます。

続きまして、医療従事者及び介護サービス事業者の検査についてでございます。

医療提供体制や介護サービス提供体制を維持するためには、議員御指摘のとおり、医療機関や介護施設等に勤務する従事者の役割は大変重要であるというふうに認識しております。

本県といたしましては、これまでも感染のおそれがある医療従事者等については、幅広く検査を行ってきたところですが、引き続き、感染拡大防止のために、症状の有無にかかわらず、感染の可能性がある従事者に対しては、積極的にPCR検査の実施を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、薬局薬剤師に対する支援ということでございます。

薬局に勤務していただく薬剤師は、病院や診療所等に勤務する医師、看護師及び薬剤師と同様に、医療従事者として県民の命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染リスクがある中でも、地域に必要とされる医薬品を提供し続けていただいております。県民のために大変重要な役割を担っていただいていると認識しておりますことは、議員御指摘のとおりだと考えてございます。

薬局に対しましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活

用いたしまして、医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に基づく、感染防止対策に係る経費の支援を行ってまいりました。

加えて、介護保険に基づく介護サービスの提供を行っている薬局や薬局に勤務する薬剤師につきましては、介護サービスの提供に伴う感染防止対策に係る経費の支援や慰労金支給の対象となっております。

一方、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における、医療機関等に勤務する医療従事者等に対する慰労金については、病院や診療所に勤務する薬剤師は支給の対象となるものの、薬局に勤務する薬剤師については、これは国の見解でございますが、クラスターの発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なること等の理由から、国の支援金の対象にはなってございません。これが現状でございます。

しかしながら、薬局に勤務する薬剤師につきましても、病院や診療所等に勤務する薬剤師と同様に、感染リスクの下で、強い使命感を持って業務に従事していただいております。県といたしましては、慰労金の対象に含めるべきと考えてございます。

そういったことから、国に対しまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金事業の対象に、薬局に勤務する薬剤師を加えることや慰労金事業の継続について、要望を行ってまいりたいと考えてございます。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。少し前進したのかなというふうに思います。

次に、三重の真珠の安定生産と魅力発信についてであります。

昨年来、知事、農林水産部長をはじめ、関係当局の皆様は何度となく現地に足を運んでくださって、本当に感謝いたしたいと思います。

また、いつもの年ですと、この11月の半ば過ぎから12月にかけて、真珠の浜揚げが始まるわけですが、今年は少し様子が違ってくるのかな、こんなようなことを思っております。

というのも、昨年の外套膜の萎縮症によるアコヤガイの稚貝のへい死等、その影響もあって、入札会に出す玉が少ない、そういうことが予想されておりました。バイヤー、加工業者、卸売業者の側から、今年はひよっとしたら難しいのかな、年明けになるのかな、そんなことも養殖業者側の組合長さんと協議中だということも聞いておるのであります。

今、真珠業界の取引は、この3月の代表質問でも申し上げましたけれども、香港が中心になりつつあると、こういうふうに言われておりますが、昨年来の混乱で、その市がこの3月から開かれていない、こういうような厳しい局面が続いておるのであります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、加工、流通側も、いつもほど元気がない、活発なところがない、そんなふうにも言われておるのであります。

真珠業界は、今まで百数十年間にわたりまして、赤潮、台風、貧酸素、ヘテロカプサ、いろんな厳しい状況を乗り越えてまいりました。

今後も、三重の誇りとして、養殖業者の方々は歯を食いしばって、自分たちは、この三重の代表するこんな産業に従事している、こういう誇りを持って頑張っているんだということでもありますので、県当局の支援をお願いしたいのであります。

そこで、県当局にお伺いします。

昨年の稚貝の大量へい死がありましたけれども、県の稚貝の供給はどうなっておるのか。また、大型稚貝を供給する新たな生産技術の確立が必要だと思っておりますが、いかがか。高水温でも生き残ることのできるアコヤガイの開発はどうか。最後に、三重県産真珠のオンラインPRの取組はどうか。この4点をお聞きしたいと思います。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、真珠の安定生産と魅力発信に向けた今後の取組ということで御答弁させていただきます。

昨年7月頃から、アコヤガイにへい死や外套膜の萎縮症状が確認されたことから、県では、水産研究所を中心に、真珠養殖業者の皆さんと連携しながら

ら、被害の軽減を図るための各種対策に取り組んできました。

しかしながら、本年6月にも稚貝の一部にへい死等の兆候が見られたことを受け、原因究明や短期、中・長期対策を検討するため、真珠養殖業者や市町、学識経験者等で構成する三重県真珠養殖対策会議を設置するとともに、被害の拡大阻止に向けたアコヤガイのストレス緩和策など、緊急的な対策に取り組んできました。

こうした真珠養殖業者の皆さんに取り組んでいただいた様々な対策により、アコヤガイのへい死等の発生は、昨年同時期に比べ軽減されましたが、稚貝では、通常時に比べ高い状況にあることから、引き続き注視していく必要があります。

こうした状況を踏まえた今後の真珠の安定生産に向けては、真珠養殖対策会議等の意見を参考にしながら、陸上水槽を活用して、適切な時期に大型稚貝を供給する生産技術の実用化を目指すとともに、高い海水温でも生存率の高い新たなアコヤガイの品種開発にも取り組んでいきたいと考えています。

あわせて、真珠養殖業者の皆さんのへい死等に係る不安を払拭するため、ICTブイ等を活用した漁場環境モニタリングやLINEを活用した迅速な情報提供などの取組に加えて、今後、新たに海水温やプランクトン量など、漁場環境への影響が大きい黒潮の動向予測も実施したいというふうに考えてございます。

一方、流通・販売面では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外への渡航が制限され、香港や神戸でのジュエリーショーが延期されるなど、輸出をはじめとする真珠の流通が停滞しております。

こうした状況を踏まえ、真珠の魅力を国内外へ発信できる真珠養殖業者や真珠加工流通業者の育成、真珠セミナー・真珠のストーリー等をオンラインで発信するPRプラットフォームの整備、世界中の人々をつなげるオンライン真珠PRイベントの開催を通じて、真珠の魅力発信につなげていきたいと考えております。

今後も、本県の重要な産業である真珠養殖業が、持続可能で次世代へ継承

できる産業となるよう、安定生産や魅力発信に係る取組を進めるとともに、へい死等への対応については、真珠養殖業者の皆さんが安心して真珠養殖に取り組めるよう、丁寧の一つ一つの課題を検討しつつ、しっかりと取り組んでいきます。

また、真珠産業のさらなる振興に向け、来年開催予定の太平洋・島サミット、三重とこわか国体・とこわか大会の開催機会をしっかりと捉え、サステナブルでエシカルな宝石である真珠の魅力を国内外へ、関係者が一丸となって発信してまいります。

[50番 山本教和議員登壇]

○50番（山本教和） ありがとうございます。

以前の世界に誇る真珠、その中心地域であります伊勢志摩、それと神戸、これがもう一回復活できるように、今後ともよろしく願いたいと思います。

次に、三重県の教育の充実についてであります。

第1項目め、三重県立水産高等学校実習船「しろちどり」についてであります。

しろちどりは、三重県の鳥というふうにも言われておりますけれども、（パネルを示す）この船ですね、これ、499トンの実習船です。

水産高校は、1902年に設立された三重県唯一の水産系職業高校であります。この120年、県内外の水産・海運業に携わる多くの人材を輩出、船員養成に貢献をしております。

水産高校は、漁業、養殖、航海、マリンスポーツ、加工等、幅広い学科、コースを設け、生徒たちの期待に応えてきたのであります。この水産高校のシンボルが、実習船しろちどりであります。

国際航海ができるこのしろちどりを活用し、1年3か月の乗船実習を行った上で、国家資格の受験資格が得られるということで、多くの卒業生が活躍をしております。

また、カツオの一本釣りや海と人との関係、船内でのコミュニケーション

を通して、人間としての正しい生き方を子どもたちは学んでいるのであります。

卒業生からこのように教えられました。厳しい訓練を経験いたしましたが、どんな局面でも、高校生活のあの経験のおかげで立ち向かうことができる、こういうことをお聞きしたのであります。

この船は、地域の人々から愛され、支えられ、志摩のシンボルとして活躍してまいりました。しろちどりは、水産高校だけでなく、三重県所有の船だということを考えるならば、地域振興、国際交流の観点から、さらなる活躍を期待したいのであります。

私どもも、平成9年、パラオ共和国に行つて、パラオ政府や、上院、下院の議会の方々と交流を行つてまいりました。

また、パラオ高校では、水産高校のしろちどりに乗せた日本の中古の自転車や中古のパソコンを現地で見せていただきました。

また、このパラオ諸島のペリリュー島は、太平洋戦争の激戦地でありまして、三重県出身の方々も大勢お亡くなりになっておると聞いております。当時のクニオ・ナカムラ大統領が案内してくださり、お墓にお参りもさせていただいたのでございます。

そんな中、今あるしろちどりは、平成12年の建造以来、20年が経過いたしました。もう更新期をとっくに過ぎたように思います。

皆様もよく御存じですが、平成13年の愛媛県立宇和島水産高等学校、えひめ丸がハワイ沖で沈没したのは、今なお記憶に新しいところであります。9名の生徒さんがお亡くなりになり、そのうち5人が喫水線の下の子居住区域にいたと、そういうふうに言われております。

今、全ての乗船する生徒には、その居住区域を喫水線より上に設けたほうが良いというより、設けなければならない、そんなふうにも思っております。

全国の水産高校実習船で最も年数がたったしろちどりであります。生徒の生命を守る意味でも、安全航海を図らなくてはなりません。

こういった経緯を受けて、いよいよ新造船に着手しなければならない、そ

んなときが来た、こんなふうにも思っておりますが、知事の決断を期待したいのであります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 老朽化が進む実習船しろちどりの更新について答弁いたします。

本県の水産業は、全国でも有数の生産量を誇り、安全で安心な水産物の安定的な供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展に加え、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献しています。こうした本県の水産業を支えているのは、紛れもなく人材であります。

県内唯一の水産学科を置く水産高校は、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、明治35年にその前身の崎島水産補習学校として創設以来、118年の歴史を誇り、漁業や水産加工、航海技術などの教育に取り組み、水産業や海運業を担う人材を育成してまいりました。

また、時代の変化や地域の産業の特色に応じて、真珠宝飾やアコヤガイの養殖、商品開発などにも取り組んでいます。

水産高校の大きな特徴として、海技士国家資格を取得するために、2年間の専門的な学習を行う専攻科を設置し、実習船しろちどりによる航海実習を行っています。

生徒は、合わせて1年3か月に及ぶ長期間の航海を通して、実践的な知識・技術や判断力と共に、協調性や困難に立ち向かう力を身につけ、人間的にも大きく成長します。

実習船しろちどりによる国際航海において、令和3年の太平洋・島サミットに参加するパラオ共和国を毎年訪問し、姉妹校であるパラオ高校の生徒たちと、スポーツや食など互いの文化を紹介する交流を進め、国際航海に必要な国際感覚を養っています。

平成28年に来日したレメンゲサウ大統領と私が面談した際、毎年、実習船しろちどりがパラオ共和国に寄港していることについて、今後も、若い世代の記憶に残る交流を継続していきたい旨を申し上げたところ、大統領からも、

水産高校との青少年交流はうれしく思う、パートナーとして協力していきたいとの言葉をいただきました。

本県では、私も3期目就任直後から議論してまいりました、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例、これを本年4月に施行するとともに、本定例会議に、三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画を提案しているところであり、今後も、水産業や海運業の人材育成を担う水産高校の果たす役割は重要であると考えています。

専攻科を卒業した生徒は、海運業や水産業の大型船をはじめとした船舶の船員として、全国で活躍しており、関係団体などからも船員養成の要望があります。

実習船しろちどりは、先ほど議員から御紹介ありましたとおり、建造から20年が経過しており、生徒の安全を確保するとともに、最先端の航海技術を学び、引き続き、世界に通用する人材を育成していくことが必要です。

このため、早急に建造に向けた取組を進め、令和5年度末の竣工を目指していきます。そのため、しかるべき時期に議会に関連予算を提案させていただきたいと考えています。

今後、実習船の新造を契機として、より多くの子どもたちが水産高校に関心を持てるよう、水産高校の魅力化を図り、今後の時代の変化も踏まえながら、三重の水産業・海運業を牽引する人づくりに取り組んでまいります。

〔50番 山本教和議員登壇〕

○50番（山本教和） ありがとうございます。

知事の答弁によりますと、令和5年度末ということでありまして、地元の水産関係者、また高校の関係者、生徒、とても喜んでいると思います。どうぞひとつ積極的に、今後とも、水産高校のしろちどりを、地域だけじゃなくして三重県のいろんな方々に乗船していただいて、活用していただければな、そんな気持ちでいっぱいあります。

次に、移らせていただきます。

県立高等学校における「近現代史」の授業の充実ということでございます。

我が国の高校の歴史授業についてお伺いするのであります。もう半世紀以上もたちますけれども、我々の世代が高校生の頃、日本史の授業は、明治以降、大正、特に昭和の時代は、早足で詳しく学んでこなかった、そんなふう感じております。

恐らく知事が高校生の頃も、そうであったのかなと想像しておるのでありますし、また、現役の高校生も恐らくそうだと思うんですね。3年の2学期で大体授業は終わりという、そんな経験がございます。

大化の改新も大事、いい国つころう鎌倉幕府、1192年、これを知ることも大事、1600年の関ヶ原、徳川の世を開いたこの年を知るのも大事、江戸期を経て明治維新、大体この辺で12月を迎えていくのかなと、こんなふうに思います。

我々団塊の世代も、人生の第4コーナーを回って直線に入った、こんなふうに最近思うのでありますけれども。

〔発言する者あり〕

○50番（山本教和） 1年先輩の声がしました。

国民の1人として、知っておかなくてはならないこと、考えなくてはならない事柄、正しい判断を求められることは、多くは、この近代、現代にその元があるような、そんな感じもするわけであります。

今、若い人から圧倒的な人気を誇るサザンオールスターズの曲の中で、「ピースとハイライト」という曲があります。歌詞は全く、今から言うこととびたっと合うんですね。

教科書は現代史をやる前に時間切れ、そこが一番知りたかったのに、何でそうなっちゃうのって、これはもう歌詞そのままなんですよ。教育長の御所見をお聞きしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 高等学校における近現代史の授業の充実、近現代史の学びを深めることについて御答弁申し上げます。

現代を生きる高校生にとりまして、世界や地域で起きている事象や政治・

経済・環境などの諸問題について考える上で、近現代の歴史を学ぶことは大変重要であると思っております。

日本の歴史につきましては、中学校までに、全時代を通して大きな流れを捉える学習を行います。高校では、中学校での学びを踏まえ、選択科目として、近現代史を扱う日本史A、古代から近現代までの歴史を扱う日本史Bを設けるとともに、今は全ての生徒が公民科の現代社会、あるいは政治・経済において、戦後の日本の経済成長や今日までの産業構造の変化などについて学んでおります。

こうした中で、平成17年度に、文部科学省が教科ごとの学習の定着状況について全国調査をしましたところ、日本史については、近現代の学習の定着状況が他と比べ低い傾向にありました。

各学校では、教科ごとに学習する単元とその時期を記しました年間指導計画を作成し、年度初めに、生徒に示すことになっております。

県教育委員会では、毎年度、全ての学校の年間指導計画を確認するとともに、指導主事による学校訪問などを通して、年間指導計画に基づいて計画的に授業が実施されるよう指導しているところです。

こうした中で、令和4年度からは、新しい学習指導要領に基づく授業が実施され、幾つかの教科で科目の見直しがなされます。

地理歴史科には、全ての高校生が学ぶ科目として、新しく歴史総合が開設され、近代国家の形成と欧米諸国との関わり、工業化と世界市場の形成といった、近現代の日本と世界の歴史を併せて学ぶこととなります。

また、この歴史総合では、例えば科学技術が社会に与えた影響と今後の展望、環境問題とその対策の歴史的経緯などについて、資料の収集、分析、まとめなどの探求活動も進めることになっております。

県教育委員会といたしましては、こうした見直しも踏まえ、高校生が、これからの持続可能な社会の担い手として活躍する力を身につけるため、各学校における近現代史の学習が学習指導要領に基づいて適切に実施されますよう、引き続き取り組んでまいります。

[50番 山本教和議員登壇]

○50番（山本教和） 教育長、ありがとうございます。

三重県だけ、近現代史を徹底的にやるというようなことはできないと思いますけれども、学習指導要領に従って、子どもたちに近現代史を教えていく、とても大事なことだと思います。

私は、以前、数年前ですけれども、教育委員長がまだおられた頃に、教育委員長の英語の教育について質問させていただきました。

教育委員長は見えませんので、教育長が今、答弁していただいたわけですが、真面目な教育長ですから、答弁、どうなるのかいなというふうに思っていましたけれども、歴史を総合的に学びながら、いろんな観点から近現代史を教えていくというようなことだろうかと思いますが。

どうぞひとつ、三重県だけというわけにはいきませんが、そんな歴史教育が教えていければなど、そんなふうなことを期待いたしておるところであります。

少し時間が余りましたけれども、この後、また関連質問等があらうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○副議長（服部富男） 本日の質問に対し、関連質問の通告が4件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時25分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（日沖正信） 質問を継続いたします。

最初に、青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。6番 小林貴虎議員。

〔6番 小林貴虎議員登壇・拍手〕

○6番（小林貴虎） よろしくお願ひします。

関連質問ですので、着物は着ておりませんが、（実物を示す）津の伊勢木綿でございます。これ、（実物を示す）実は榊原のコムデシオというところで、やっぱり津の製品でして、津ということではちょっと今回、これ「つ」って読めますでしょうか。（実物を示す）

青木議員の津駅周辺道路空間検討会のことに関して、関連質問を3点させていただきたいと思ひます。まとめてお尋ねしますので、まとめて御答弁いただければと思ひます。

四日市バスターミナルというふうで聞いていますが、津にも高速バスがたくさん入ってきてまして、池袋だったり、それから、名古屋、大阪、京都に向かう高速バス、これのとまる場所が三重会館の周辺だったりだとか、百五銀行の北側だったりとか、あるいは津駅のファミリーマートの前だったり、いろんなところに分散しているんですね。

加えて、そのほか、例えば自治会だったりとか、我々政治家なんかはやる貸切りバスのツアーなんかは、たくさんバスが入るんだけど、キャパシティが全くないわけです。ですので、こういったたくさん的高速バスを含めたバスの利用の拡大ということを考えるのであれば、やはり、どうしても津駅のロータリーの改変は必至なのかなというふうで思っております。

そうすると、たくさん車、バス、タクシー、ほか交通機関が下にある、やっぱり上に人の自由の行き来ができる環境、要するに二階部を作るべきじゃないのかなということが1点、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

それから、津は古い城下町ですので、もともとのその中心地というのは離れているわけで、当時の何もなかったところに駅が作られてということにな

りますので、必然的にその行き来というのが不可欠になってきます。

もちろん現時点でもバスの行き来はあるわけですが、中心地との連結を、今後の自動運転技術なども見越して、津駅に人が集まって、そして散っていくという拠点として、さらに機能強化をしていく必要があるのではないかと思いますので、今後の在り方に関して、2点目、お伺いしたいと思います。

それから最後、住宅街になっている駅の西側ですね。西側と東側は事実上、線路によって分断されているのも、これはかねてからの問題で、駅の西側にもバス停がありますけれども、東のほうにバス停がありますが、その間、どうしても歩行による移動が余儀なくされるわけですが、これが、ファーストワンマイルなのか、ミドルワンマイルなのか、ラストワンマイルなのか、それは取りあえず置いておきまして、高齢者も多い社会の中で、この移動を、バリアになっているわけですから、新しい駅の在り方、交通の結節点という観点で、どうやって東西の人の移動をこれからさらに促進していくかということに関しても御所見をお伺いしたいと思いますので、以上3点、よろしくお願ひします。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 津駅前の空間の立体的な活用、そして、他の地域との交通連携、そして、津駅周辺の東西連携、3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の立体的な活用でございます。

今後、津駅周辺の空間を検討する際の重要なポイントは、先ほど、青木議員の質問にお答えしましたが、防災があると考えているところでございます。

津駅の東口につきましては、津波浸水想定で約1メートル、高潮浸水想定では約2メートルの浸水が想定されているところでございます。

東日本大震災におきましては、仙台東部道路の盛土区間に多くの住民の方々が避難し、命が救われたところでございます。

また、北海道の胆振東部地震におきましては、鉄道が止まり、多くの帰宅

困難者の方々が札幌駅の地下街、地下通路において避難、待機をしたといったような実情がございます。

こうした災害時における避難場所の確保、あるいは帰宅困難者への対応の場として空間を3次元的に活用することも含めて、検討してまいりたいと考えてございます。

議員の御指摘のとおり、交通の利便性を考えるといったことも必要ですが、こうした防災の観点も含めて検討してまいりたいと考えております。

2点目の他の地域との交通の連携についてお答えさせていただきます。

今後の自動運転を含めた新しいモビリティの社会におきましては、モビリティが個人所有の時代から、共有、いわゆるシェアリングの時代へと移行するとされているところでございます。

これを踏まえるならば、道路の視点について、ネットワークのみに限定するのではなくて、ネットワーク、拠点、そして空間マネジメント、この三つ、そして、平常時、災害時を含めてセットで考えていく必要があると考えているところでございます。

品川、呉、三宮など、他の地域における駅周辺整備プロジェクトの計画づくりにおいて、中心となる拠点から他の拠点への広域的な新しいモビリティの活用も盛り込まれているところでございます。

こうした計画も参考にしながら、津駅周辺道路空間検討会の場での検討も進めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにしても、こうした新しいモビリティも含め、10年先、そしてその先の未来を見据えた議論も含めて行うとともに、一方で、早期に進める内容もございますので、めり張りをつけながら、検討を進めていきたいと考えているところでございます。

そして最後の、津駅周辺の東西連携についてお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、津駅周辺の東西連携の視点は重要と考えているところでございます。

東西の人・車の移動の円滑化を考えるのであれば、一番高めの案としては、

連続立体交差事業といったことも考えられますけれども、コストだとか、あるいは事業期間を含めるとなかなか難しいというふうに考えているところでございます。

その上で、東西連携を進めていくためには、既存空間のリノベーション、そして、ICTを活用した案内や乗り場の誘導など、ソフト、ハード、これを工夫を凝らして、当面の方策として考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、津駅周辺の空間再編の計画については、まだ、真っ白なキャンパスの状況でございます。今後、様々な課題を整理、そして、本日も多くの御指摘をいただきました。関係者の意見も踏まえて、しかし、一方で、初めから、あまりにもあれもこれもと大きく考え過ぎてしまうと、なかなか検討が進まなくなってしまうといったこともございますので、小さく産んで大きく育てる、常に進化し続ける空間へという形で検討してまいりたいと考えているところでございます。

〔6番 小林貴虎議員登壇〕

○6番（小林貴虎） ありがとうございます。

現段階でまだ何も決まっていないという最後のお言葉はそのとおりで、これからたくさんの意見集約があるんだろうと思います。

事業者の方、それから居住者含め、これから津がよくなるんじゃないかという期待を、我々非常に持っております。やっとな県が津のことをやってくれたなど、わくわくしている1人でございます。ですので、ぜひ、我々が津の駅、よくなったよなと思えるようなものにしていただきますよう、重ねてお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 同じく、青木謙順議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 山本佐知子議員。

〔7番 山本佐知子議員登壇・拍手〕

○7番（山本佐知子） 自由民主党県議団の山本佐知子です。

青木議員の最後の質問、地域における重層的支援体制の整備について、もう少し詳しく伺いたいので関連質問いたします。

先ほど、この新しい体制の説明をいただきました。この体制が効果的に運用されるためには、包括的に相談を受け入れることができるワンストップ窓口のような仕組みが両輪として必要だと思います。

例えば先ほどの、最後に、青木議員がちらっと見せられたフリップにもあるんですけども、事例紹介として、高齢のお父さんがいて、それを担当しているケアマネジャーが何回もそのおうちに通っている間に、ひきこもりをしている同居しているお子さんの存在がとても気になっていたという事例があります。

ただ、ケアマネジャーにとっては、ひきこもりは自分の専門外なので、どうしたらいいのかなと悩んで困っていた中で、連携担当職員が自立支援機関につなげることで、定期的なアウトリーチ支援、そして、就労準備につなげることができたというケースが、先ほどのフリップにも紹介されていました。

従来であれば、こういうことは複数の部署をたらい回しにされていて、結局、解決に向かわないようなパターンが多いんですけども、今回、一旦相談して、一つの窓口として何でも受け止めてくれたこと、そして、コーディネーター的な役割の職員が間に入って、複数の機関をつなげることができたということで、実際の効果につながりました。

ひきこもりをはじめとして、生きづらいなと悩んでいらっしゃる方に対しては、現場が丁寧な伴走支援をすることが必要ですけども、このための包括的支援体制、相談支援体制が各市町で整備される必要があります。

そこで、子ども・福祉部長に御質問なんですけれども、県は市町に対してどのような支援体制をしていくのか。さらに、市町がこれからは主体になりますので、市町の職員の専門性がさらに重要になります。問われます。

トレーニングなど、質の向上に向けての人材育成支援、そして、人的交流あるいは知識、ノウハウの横のつながりのネットワーク構築支援などに、県は、市町とどのように関わっていくのか、教えていただきたいと思います。

[大橋範秀子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 重層的、包括的な相談支援体制づくりにおける市町の支援についてでございます。

ひきこもり状態にある方など、生きづらさを感じる人々は、複合的、複雑化した課題を持っていることも多く、相談を世帯全体で受け止めた上で、生活困窮や介護、障がいなどの個別分野にこだわらず、様々な状況にある方を支援対象とする包括的、重層的な相談支援体制の構築が必要となってきます。

こうした支援体制が整備されることで、制度、分野ごとの縦割りを解消し、たらい回しといった事態を生じさせず、隙間や切れ目のない、誰一人取り残さない、あらゆる相談を受け止めることが可能となります。

しかしながら、この支援体制が効果を発揮するためには、人材の育成が重要となり、特に、重層的な支援体制をコーディネートする中核的な人材が不可欠となります。

このため、今年度から、ひきこもり状態などで生きづらさを抱える方の複雑な課題の把握、各種相談機関との連絡調整の方策など、体制整備の中核的な役割を担う支援者に習得していただくことを目的として、相談支援包括化推進員の養成研修を、全ての市町を対象に実施しております。

また、ひきこもり状態にある方は、自ら支援機関に相談することが困難な場合が多く、家族も相談することをためらって、支援が遅れてしまう場合が多いと考えられます。こうした相談機関に来られない方に対して、定期的に訪問するなどして支援が必要な方に寄り添う、いわゆるアウトリーチ的な手法が有効であると考えております。

このため、今年度から、県が所管する自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を設置し、ひきこもり状態など、生きづらさを抱える方に対して、丁寧な伴走型の支援を行う取組をモデル的に実施しています。

このアウトリーチ支援員は、今のところ、県所管外の市町では設置されていないことから、今後、市町や社会福祉協議会との意見交換、市町の自立相談支援機関を対象とした研修会などを通じて、その有効性への理解を深め、

より多くの市町へ水平展開を図っていきます。

今後、引き続き、人材育成、モデル的取組での成果の共有などにより、市町の包括的な支援体制の整備を支援してまいります。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

こうした福祉のいろいろな相談窓口があると、私もよく聞かれるんですけども、どこに相談していいのか分からない。どんどんたらい回しになって、結局もう嫌になって、聞くのをやめましたというパターンがとても多いことを、私はこの1年間実感いたしました。

ぜひ、こういった窓口、こういうところありますよというような広報活動、PR、あるいは啓蒙というところにも重点を置いて、市民への告知に励んでいただきたいと思っています。

次に、2番目なんですけれども、やっぱりひきこもり、あるいは生きづらさを感じていらっしゃる方は、自分では変えたいけれども何をしたいか分からない。また家族も、どうしていいか分からない。それが、もう10年、20年続いている。そういうおうちがたくさんあります。

昔は、ひきこもりというのは、本人の問題であったり、家族の問題として片づけられていることが多くありました。

けれども、今は、全国でも100万人いると言われている中で、やはり手を差し伸べて、社会にまた溶け込んでいただけるような施策を、私は打っていかねばいけないと思っています。

家族は、近いがゆえに、なかなかコミュニケーションが本人と取れない。そうした場合には、やっぱり、他人の関わりが必要になってきます。

今回の重層的支援体制整備事業にも、居場所づくりということで、項目が挙げられていますけれども、私は居場所づくり、また、それを支える地域づくりというものも非常に大事だと思いますが、主体は市町であると思いますけれども、県はどのようにして関わっていきたいと思っていますか教えていただきたいと思っています。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 自立に向けた居場所づくりについて、市町の支援についてお答えいたします。

長期にわたりひきこもり状態にあった方は、なかなか、すぐに居場所があったからといって、そのまま社会とつながることは難しいので、踊り場的なステップが必要になると考えております。

このことから、ハード、ソフトを含めた県内外の先進的な居場所づくりの取組について、市町や社会福祉協議会と情報共有を行うとともに、今後、県としても、市町が取り組む居場所づくりへの独自の支援策を検討し、多くの市町において居場所の設置が促進されるよう、取り組んでいきたいと考えております。

〔7番 山本佐知子議員登壇〕

○7番（山本佐知子） ありがとうございます。

このひきこもり、あるいは生きづらさを抱える皆さんの問題というのは、この定例会議でも、何人もの先輩方が質問されると思います。それだけ、社会でも大きな関心、問題になっていることでありますので、これからも、一度くじけても、またやり直せる社会をみんなでつくっていけるような、そうした福祉の在り方というのも考えていければなと思っております。今日はどうもありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、長田隆尚議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 長田議員の質問の関連質問をさせていただきます。

ウィズコロナ下における中小企業・小規模企業の支援についてでございます。

ここに、長田議員の一般質問の原稿が手元にあるんですが、ちょっと読ませてもらいます。ちょっと繰り返させていただきます。

しかし最近、新型コロナウイルス感染症に関する不安から、シニア層が買物であったり、観光であったりで外出するのは減少傾向にあります。じゃらんの宿泊旅行調査においても、宿泊旅行実施率は、シニア層が減っているという結果が報告されています、というぐらひがありました。

シニア層にも安心して外出できる、新型コロナウイルスに感染しにくい環境の整備にも注力していく必要があると思います。これは長田議員の言葉でございます。

このじゃらんの「とーりまかし」という本があります。（実物を示す）御存じかと思いますが、これ、最新号なんです。9月号なんです、8月に配られているんですが、これで、例えば3月と6月、9月、こういう調査を、非常にお金がかかるんですが、動向調査しているわけなんですね。観光というものが大きく転換する、トレンドが来ているというふうに私は感じています。

例えばなんです、今のシニア世代という、じゃらんでは、リクルートでは、50歳から79歳までというくくりであるわけですが、それはそれぞれのところによって60代からもあるし、いろんなパターンがあるかと思うんですが、シニアの人たちは、実は、国内旅行の観光消費額の大体5割以上、6割ぐらひを占めていると言われていています。一般的にインバウンドが20兆円と言われている中の、大体半分ぐらひは、50代から60代、70代の人たちが旅行消費額として落とし込んでいます。

その人たちが、今、何をどう考えて、今後、旅行していくのかということ、ぜひ、三重県としても、民間の事業者たちと一緒に研究していただいて、ぜひその次のウィズコロナの対策、アフターコロナの対策としてつくっていただけないかなというふうに思っています。

例えば、最近ですが、イチゴ狩りはちょっと春だったので終わりましたけれども、ブドウ狩りとか、それから梨狩り、いろんな、何とか狩り体験というのが非常に増えてきています。これは野外だということもあつたりするんですが、実はオーバーフローになってしまつて、予約を受け付けられない状

態が続いていて、それに対して受皿づくりをどうするのかとか、あるいはその昔から言われている健康と一緒に考えるツーリズム、あるいは体験ツーリズム、それから学習ツーリズム、こんなことを合わせた形で、三重県の新たな、やっぱり観光産業の足腰をつくっていく。つまり、感染症をちゃんと見据えて、それに対処して、そして新しい観光コンテンツを作っていくということが大事なのではないかなというふうに思います。

そんなようなことで、インバウンドの需要が喪失した分、国内の人たちの、しかも、シニアの人たちにぜひ旅行していただきたい。それで三重を選んでもらいたい。そのための観光施策について、取組についてお伺いしたい。よろしく申し上げます。

〔河口瑞子雇用経済部観光局長登壇〕

○雇用経済部観光局長（河口瑞子） 観光について、特にシニア層の男女の旅行者減傾向についての対応についてお答え申し上げます。

本当に議員が御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、高齢者が旅行することを自粛される傾向が見られる一方、県が7月から県民を対象に発行いたしましたみえ旅プレミアム旅行券には、高齢者の方々からも多くの申込みをいただいております。

高齢者をはじめとして、より多くの方々に安心して旅行いただけるよう、県はこれまでに、安全・安心な観光地づくりに向けて、県内観光事業者向けガイドラインの手引を5月29日に策定し、県内観光事業者のガイドライン作成を支援するとともに、感染症拡大防止対策にしっかり取り組んでいることをPRするためのサインについて、施設の入り口などに掲示していただくよう、県内事業者へ周知を図ってきました。

また、みえ旅プレミアム旅行券などの観光需要喚起を目的とした事業を実施するに当たっては、これらの感染防止対策の徹底を事業参加の条件とすることで、安全・安心な観光地づくりの実現と、観光需要拡大のための観光誘客促進を両輪で進めており、県内の観光需要は徐々に戻りつつあります。

今後さらに、観光する側にとっても、受け入れる観光地にとっても、安心

できる旅行環境を整えることが必要です。

そのため、県内観光事業者が実施する感染症拡大防止対策への支援だけでなく、3密を回避するための非接触型のツール導入など、より具体的な相談ができる相談窓口の設置や、専門的なアドバイスを行うアドバイザーの派遣とともに、安全・安心な観光地情報の発信など、さらなる取組を進めることとしています。

また、旅行者の皆様には、感染リスクを避けて、安心して楽しい旅行をしていただくために、新しい旅のエチケットを守っていただくとともに、感染を広げない、もしものときに備えるため、県が導入した安心みえるLINEや、国の新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAを積極的に活用いただくよう呼びかけ、シニア層も含めた旅行者や、旅行者を受け入れる事業者、地域の皆様が安心できる旅行環境づくりを進めてまいります。

さらに、7月から県内で体験などが半額で楽しめる利用促進キャンペーンを実施しており、アクティビティだけでなく、伊勢型紙体験や、伊賀焼の陶芸体験など、地域の文化や歴史に触れる体験コンテンツもたくさんあります。

今後も、シニアの方を含め、誰もが楽しめる体験コンテンツの充実を図り、新たな観光コンテンツをしっかりと作っていくことで、皆様に旅行を楽しんでいただけるよう、取組を進めてまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

三重県の取組姿勢がすごくよく分かりました。要は、感染防止対策をしっかりやっていますということを外に出していく、これがまず第一だと思います。

しかし、新しい旅行マインドというのは、すごく高まっているんだと思うんです、逆に。どんな旅行をしたいかってすごいマインドが上がっている。

しかし、受皿はどんなところかというところが、今度、選ばれる側になる。ぜひその辺も、データを駆使しながら、あるいは新しい戦略をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

これ、固有名詞を出していいかどうか分からないですけど、キングコングの西野さんという人がおられて、その方が観光というものから価値を変えていくということに、新しい産業が生まれるんだということをおっしゃっていました。

確かにそのとおりで、今までの観光ではない新たな観光を、ぜひウィズコロナで構築していただいて、旅行事業者と一緒にやっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 次に、山本教和議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。2番 喜田健児議員。

〔2番 喜田健児議員登壇・拍手〕

○2番（喜田健児） 最後の最後の関連質問、この空気感を読んで、簡潔にいきます。

新政みえ、松阪市選出、喜田健児です。

水産高校の実習船しろちどりについての関連質問。

代船建造にかじを切る知事の答弁に、安堵感と感謝心、それが沸き起こったことをお伝えし、山本教和議員のこれまでの御尽力に心から敬意を表して、質問に入ります。

しろちどりの代船建造に合わせ、乗組員の採用についても、私は計画的に進めていく必要があるというふうに思いますが、この件に関して、どのようにお考えかをお伺いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 実習船しろちどりで欠員となっている乗組員の採用について御答弁申し上げます。

実習船しろちどりの乗組員の定員は、甲板部、機関部、無線部、合わせて21名です。

そのうち、現在、甲板部2名、機関部3名は、正規職員に代えまして、臨時的任用職員等を任用して、実習船の運航と生徒の指導業務について役割分

担して行っているところです。

これらの欠員となっている職につきましても、船内の職務によりまして、3級海技士、または5級海技士の資格を必要としております。

今後、新しい実習船の建造と合わせて、正規職員を計画的に採用いたしまして、実習船の運航と生徒の教育活動がより充実したものとなりますよう、取り組んでまいります。

〔2番 喜田健児議員登壇〕

○2番（喜田健児） 御答弁ありがとうございました。

代船建造にかじを切り、併せて、実習船の乗組員の採用試験の実施も再開していただく、これには大きな意味があります。

知事も言われましたが、水産高校の使命は、水産・海運業界に人材を供給することです。国土交通省令で定められた有資格者を養成する施設が水産高校ということで、その役割を果たしています。

専攻科の高校生は、ほぼ100%水産・海運業界に就職していると聞いています。

三重県の産業といえば、製造業です。その製造業の資材の約8割を船で運搬しております。その大きな玄関口が四日市港であり、水産高校の卒業生は、港湾関係職員にもなっていますし、しろちどりで実習を積み、海技士という国家資格を取り、漁船操船の船員としても活躍しています。

しかし、内航海運の海運産業並びに官公庁船、三重県漁業取締船、調査船において、海事従事者を急募するくらい深刻な人員不足に陥っています。

ですが、それに反して、船員になりたいという、その進路を希望する若者は増えているという調査結果があります。

なのに、なぜ人員不足になるかということ、船員になる道が乏しいというのが一番の要因だと言われてしています。

三重県立水産高校が全国で船乗り等になりたいという夢を抱く高校生の受皿となり、実習船しろちどりで力をつけた子どもたちが、日本の船員不足問題の解決に重要な役割を果たし、一助となることは言うまでもありません。

水産王国みえの復活、地方創生、地域活性化、高校生の県外流出阻止、人口減少に歯止めをかける。さらに言うならば、代船建造と採用試験は、命と経済を守る三重モデルそのものです。

新しい船ができて、実習ができなければ本末転倒です。代船建造に併せて人員確保のための採用試験は、木平教育長、真に必要な施策でございます。

しろちどりの乗組員21人の中に、教育長も言われましたけれども、非常勤の職員がいます。その中には、有資格者も複数いると聞いております。

全国的な人員不足の状況であることを鑑み、ぜひとも、ぜひともよろしくお願いいたしまして、私の関連質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明29日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明29日は休会とすることに決定いたしました。

9月30日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時0分散会